

令和6年第1回知内町議会定例会議事日程

(第1号)

令和6年3月5日(火) 午前9時30分開議

日 程	議 件 番 号	議 件 名
第 1		会議録署名議員の指名 2番、笠松悦子君、6番、吉田峰一君
第 2	委 員 会 報 告	議会運営委員会報告について
	第 1 号	(委員長報告)
第 3		会期の決定について
第 4		議長の諸報告
第 5		町長の行政報告
第 6		追跡質問
第 7		一般質問
第 8	議案第 1 号	知内町子ども・子育て基金条例の制定について
第 9	議案第 2 号	令和5年度知内町一般会計補正予算(第9号)について
第10	議案第 3 号	令和5年度知内町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について
第11	議案第 4 号	令和5年度知内町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について
第12	議案第 5 号	令和5年度知内町介護保険特別会計補正予算(第3号)について
第13	議案第 6 号	令和5年度知内町水道事業会計補正予算(第3号)について
第14	議案第 7 号	令和5年度知内町下水道事業会計補正予算(第3号)について
第15		令和6年度知内町行政執行方針について(町長)
第16		令和6年度知内町教育行政執行方針について(教育長)
第17	議案第 8 号	知内町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部改正について
第18	議案第 9 号	職員の旅費に関する条例の一部改正について
第19	議案第10号	知内町地域振興事業基金の設置、管理及び処分に関する条例の廃止について
第20	議案第11号	知内町教育振興基金条例の一部改正について
第21	議案第12号	知内町国民健康保険税条例の一部改正について
第22	議案第13号	知内町子育て支援交付金支給条例の一部改正について
第23	議案第14号	知内町介護保険条例の一部改正について
第24	議案第15号	知内町公共下水道条例の一部改正について
第25	議案第16号	知内町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定について
第26	議案第17号	令和6年度知内町一般会計予算について
第27	議案第18号	令和6年度知内町国民健康保険事業特別会計予算について
第28	議案第19号	令和6年度知内町後期高齢者医療特別会計予算について
第29	議案第20号	令和6年度知内町介護保険特別会計予算について
第30	議案第21号	令和6年度知内町水道事業会計予算について
第31	議案第22号	令和6年度知内町下水道事業会計予算について

		議案第 8 号から議案第 29 号までの 22 議案 (一括予算審査特別委員会 (付託質疑))
--	--	--

● 開会宣言・開議・議事日程

◎ 議 長 (伊藤政博)

おはようございます。

令和 6 年第 1 回知内町議会の定例会の開会にあたり一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は、町行政執行方針等を基に、令和 6 年度予算を審議する重要な議会であり、予算は 1 年限りのものとはいえ、その波及効果は後年度に大きく影響することは当然のことです。議員各位においては、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、町政の課題全般について町民との情報共有を重視し、本町の将来を見据え、町民の要望を諸政策に反映すべく十分に審議を尽くしていかなければなりません。議員各位の活発な討議が展開されますことを願いながら、本定例会の議事運営に特段のご協力を賜りますようお願い申し上げ、開会のご挨拶とさせていただきます。

只今の出席議員数は、10 人です。

定足数に達していますので、令和 6 年第 1 回知内町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

● 会議録署名議員の指名

◎ 議 長 (伊藤政博)

日程第 1、『会議録署名議員の指名』を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定により、2 番、笠松悦子君及び 6 番、吉田峰一君を指名します。

● 委員会報告第 1 号 議会運営委員会報告について (委員長報告)

◎ 議 長 (伊藤政博)

次に日程第 2、委員会報告第 1 号、『議会運営委員会報告について』を議題とします。

議会運営委員会は、去る 2 月 28 日に開催されており、委員長からその内容について報告を求めます。

議会運営委員会委員長、成澤五郎君。

◎ 委 員 長 (成澤五郎)

委員会報告第 1 号、議会運営委員会報告について。

令和6年第1回知内町議会定例会の議会運営について、別紙のとおり報告する。

令和6年3月5日提出。知内町議会議長、伊藤政博。

議会運営委員会報告書。

令和6年第1回知内町議会定例会開催にあたり、本委員会に付託された議会運営に関する件について審議した結果、下記のとおり運営することに決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

令和6年3月5日提出。知内町議会運営委員会委員長、成澤五郎。知内町議会議長、伊藤政博殿。

記、1、会議開催状況、開催日、2月28日。出席委員、成澤、笠松、山田、吉田、谷口、各委員。欠席委員、なし。説明員、なし。事務局、上野、高田。2、会期について、今定例会の会期は3月5日（火）から11日（月）までの7日間としたい。3、議事日程について、議事日程については、別紙配布のとおりである。なお、重要な案件については議会運営委員会を開催することとし、議事日程の追加や変更は議長に一任する。4、付議案件について、付議案件は、委員会報告2件、諸報告1件、行政報告1件、一般質問3件、議案26件、同意1件、行政執行方針2件、意見書案2件、議長発議4件である。5、予算審査特別委員会の設置について、新年度予算に関する議案第8号から第22号までの15議案については、議長を除く議員全員で構成する「予算審査特別委員会」を設置し、これに付託して審査する。6、議長の諸報告・説明員の出席について、議長の諸報告及び説明員の出席については、別紙配布のとおりである。以上でございます。

◎ 議長（伊藤政博）

以上で、議会運営委員会報告を終わります。

本日の議事は、只今、議会運営委員会委員長から報告があったとおり進めて参ります。

● 会期の決定について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第3、『会期の決定について』を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、只今、議会運営委員会委員長から報告があったとおり、本日から3月11日までの7日間としたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月11日までの7日間に決定しました。

● 議長の諸報告

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第4、『議長の諸報告』を行います。

令和6年第1回知内町議会臨時会以降における議長の諸報告並びに町長はじめ特別職・管理職員の出席状況については、お手元に配布のとおりでありますので、ご了承願います。

これで、議長の諸報告を終わります。

● 町長の行政報告

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第5、『町長の行政報告』を行います。

町長から行政報告の申し出がありました。

これを許します。

町長。

◎ 町 長（西山和夫）

皆さん、おはようございます。只今より令和6年知内町議会第1回定例会行政報告をさせていただきます。

令和6年能登半島地震にかかる支援等についてであります。令和6年1月1日（月）に発生した能登半島地震で被災された方々を支援するため、以下の対応を行っています。

①として、募金の取り組みについて、1月9日（火）から知内町共同募金委員会と日本赤十字社知内町分区が窓口で寄附金を受付ました。また、役場中央公民館等の公共施設や町内協力店に募金箱を設置しております。

②として、見舞金については、2月1日（木）開催の渡島町村会定例総会において全9町が100万円ずつ拠出し、渡島町村会名で見舞金を送金することを決定しております。なお本定例会に予算案を上程しておりますので、ご審議頂きたいと思っております。

③として職員の派遣についてであります。北海道災害派遣福祉チーム（DWA T）の一員として、生活福祉課包括支援の吉田太郎係長を被災地に派遣致しました。派遣期間は2月25日（日）から3月1日（金）。派遣先として石川県志賀町。業務内容として避難所における健康相談などを行ったところであります。

次に環境省北海道地方環境事務所職員として派遣中の横山涼太さんを被災地に環境省より派遣しております。派遣期間は2月27日（火）から3月5日（火）本日までとなります。派遣先として石川県志賀町。業務内容として、災害廃棄物の調整などであります。

今後も被災地の一日も早い復旧復興に向けて、支援を続けてまいります。また被災された多くの皆様に心よりお見舞いを申し上げ1日も早く日常生活に戻ることをお祈り申し上げます。

次に北海道後期高齢者医療広域連合の動向についてであります。令和6年2月13（火）に、第1回定例会が開催されております。議案第1号では、北海道後期高齢者医療広域連合第4次広域計画。議案第2号については、令和5年度北海道後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）令和6年度における業務について、令和5年度中の契約が必要であるため、契約に係る債務負担行為を設定するものであります。議案第3号については、令和5年度北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療会計補正予算（第3号）、歳入歳出それぞれ1,005万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を9,786億1,749万4千円

とするものであります。議案第4号、北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案であります。議案第5号については、令和6年度北海道後期高齢者医療広域連合一般会計予算、歳入歳出予算の総額を25億8,388万9千円とするものであります。議案第6号、令和6年度北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療会計予算、歳入歳出予算の総額を9,703億4,666万8千円とするものであります。議案第1号から議案第6号までの全議案は、原案どおり可決されております。

次に渡島廃棄物処理広域連合の動向についてであります。令和6年1月29日に、第1回定例会が開催されております。議案第1号は、令和6年度渡島廃棄物処理広域連合一般会計予算、歳入歳出予算の総額を14億4,232万8千円とするものであります。原案どおり可決されております。議案第2号の令和5年度渡島廃棄物処理広域連合一般会計補正予算(第2号)、歳入歳出それぞれ419万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を14億9,680万8千円とするものであります。原案どおり可決されております。

発議案第1号については、閉会中の所管事務調査についてであります。原案どおり承認されております。

次に渡島西部広域事務組合の動向についてであります。令和5年12月1日に第3回定例会が開催をされております。議案第1号については、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例であります。議案第2号のついては、渡島西部事務組合火災予防条例の一部を改正する条例であります。議案第3号については、令和5年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算(第3号)歳入歳出それぞれ1,055万円を減額し、歳入歳出予算の総額を16億535万2千円とするものであります。1号から3号までは原案どおり可決をされております。

次に令和5年12月27日に第2回臨時会が開催をされております。議案第1号については、令和5年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算(第4号)歳入歳出それぞれ2,910万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を16億3,445万3千円とするものであります。原案どおり可決されております。

次に令和6年2月29日に第1回定例会が開催をされております。議案第1号は渡島西部広域事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正する条例であります。議案第2号は、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例であります。議案第3号は、渡島西部広域事務組合消防手数料条例の一部を改正する条例であります。議案第4号は、消防団員の定員・任免・服務等に関する条例の一部を改正する条例であります。議案第5号は、令和5年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算(第5号)歳入歳出それぞれ2,374万円を減額し、歳入歳出予算の総額を16億1,071万3千円とするものであります。議案第6号については、令和6年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算歳入歳出予算の総額を16億6,118万5千円とするものであります。議案第1号から第6号までは原案どおり可決をされております。以上であります。

◎ 議 長 (伊藤政博)

これで、行政報告を終わります。

● 追跡質問

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第6、『追跡質問』を行います。

追跡質問ありませんか。

（「なし」の声あり）

質問がないようですから、追跡質問を終わります。

● 一般質問

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第7、『一般質問』を行います。

一般質問は会議規則により、予め議長に通告のあった者により行います。

発言を許します。

4番、城地秀樹君。

◎ 4 番（城地秀樹）

4番城地です。よろしくお願い致します。質問事項につきましては、防災対策に係る業務継続計画についてでございます。

質問の趣旨といたしましては、総務省消防庁が2023年版の消防白書を公表した中で、非常時でも自治体が業務を続ける上で「特に重要な6要素」全てを網羅した業務継続計画（BCP）を作っている市区町村は4割にとどまっています。特に重要な6要素の中で、電気・水・食料等の確保が挙げられており、能登半島地震の影響により、生活道路の寸断に伴う孤立集落の発生、電気・水道等ライフラインが使用不能となりました。

知内町においては上下水道事業の業務継続計画が策定されていますが、職員の水の確保について明記されていません。災害が発生した場合、業務を執行するための電気、職員の水、食料の確保はどのように考えるか、町長の所見をお伺い致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

町長。

◎ 町 長（西山和夫）

お答えをさせていただきます。業務継続計画（いわゆるBCP）とは、災害時に行政自らも被災し、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定め、地震等による大規模災害発生時にあっても適切な業務執行を行うことを目的とされており、地域防災計画や各種災害対応マニュアルを補完した計画として位置付けられております。

内閣府においては、(1) 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、(2) 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、(3) 電気、水、食料等の確保、(4) 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、(5) 重要な行政データのバックアップ、(6) 非常時優先業務の整理を、BCPに必ず定めるべき特に重要な6要素としています。

本町においては現在、独立したBCPは策定しておりませんが、電気、水、食料等の確保

については、次のように対応しております。

災害発生時に役場庁舎が業務を執行する際の電気については、浸水区域外である役場裏の木質チップボイラー庫の2階に非常用発電機を整備しており、燃料も72時間分備蓄しています。また、職員の水については、役場庁舎の貯水タンクに9トン分の水道水を確保しております。食料については、被災者用でありますけれども防災倉庫にフリーズドライご飯750食分（賞味期限2027年8月）を備蓄しているほか、あすなろ福祉会とは食料品供給に関する協定を締結しているところであります。

内閣府によれば、BCPをどのような文書体系にするかは各地方公共団体の実情に合わせてよく、必ずしも独立した計画書でなくてもよいとされていますが、昨年5月に内閣府が発行した「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続計画の手引き」や、他の市区町村の計画を参考にしながらBCPの策定を進めていきたいと考えております。どうぞよろしくお願い致します

◎ 議 長（伊藤政博）

4番、城地君。

◎ 4 番（城地秀樹）

ご答弁ありがとうございました。業務継続計画の策定を進めていきたいという考えですが、いつから手掛けいつまでの完成を目指すのでしょうか。まだ全国の4割の市区町村しか策定していないから早いとの見解なののでしょうか。知内町は約50年前に小谷石災害が発生しており、未曾有の体験を得て現在に至っており、決してこれからも忘れさせてはいけない事実であります。早期に作成し、町民、職員、民間業者が一体となって知識の共有を図るべきだと思いますがお伺い致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

町長。

◎ 町 長（西山和夫）

確かにこのBCP整備しているのは4割程度というご指摘にある通りでありますけれども、ただ1から6番それぞれ特に重要と考える案件がございます。その内（1）の首長不在の明確なとあります。（2）として本庁舎が使用できなくなった場合、また（3）議員が仰られるように、電気、水、食料等の確保。そして（4）に災害時の繋がりやすい通信手段の確保。そして（5）のデータのバックアップ、これについては既に整えております。それで今（6）の非常時優先業務の整理をということが特に重要要素の中の一つとして、これを急ぐべきなのかなと感じております。議員ご指摘の（3）の電気、水道、食料等については、それぞれ完備しているという状況でありますので、特に今防災計画整備中でありましてけれども、それらと合わせながら、（6）の非常時の優先業務の整理をさせて頂きたいと考えております。

◎ 議 長（伊藤政博）

4番、城地君。

◎ 4 番（城地秀樹）

昨年の10月18日から20日で渡島西部四町議会議員連絡協議会で栃木県鹿沼市といわき市の視察研修に同行させて頂きました。その際に鹿沼市から現場に寄り添って細部に渡って記載された防災ハザードマップを頂きました。業務継続計画は、地域防災計画や各種災害

対応マニュアルを保管した計画とのことですが、当町の防災ハザードマップは、まだまだ内容が不十分と思われますので更なる肉付けをお願い致しまして、一般質問を終わります。ありがとうございました。

◎ 議 長（伊藤政博）

次に5番、山田君。

◎ 5 番（山田顕人）

質問事項として、今後の除雪体制ということで、ご質問させていただきます。

今年は降雪が少なく大変過ごしやすい冬ではあった一方で、地球温暖化の影響により、雪質は重く人力で除雪する事は大変な重労働でありました。

除雪は道路の雪を道路脇に寄せて家屋の前にも雪山をつくって行きますが、その雪山は、特に重く・硬いため、除雪作業が大変となっております、特に高齢者は自力では困難な状況となっております。有償福祉ボランティア活動助成事業もありますが、現在でも高齢者が高齢者の除雪をしている状況にあり、今後は益々高齢化が進むことから、安全安心な町づくりの観点からも除雪体制の見直しを考える必要があると考えます。

令和5年度の町行政執行方針で、除排雪対策の強化について湯ノ里地区をモデル地区として町内会と協議しながら課題の整理や協議を行うこととしていますが、その進捗状況と、何時頃からのどのような体制で進める方針かお伺い致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

町長。

◎ 町 長（西山和夫）

お答えをさせていただきます。湯ノ里地区においては、従来から地区のシニア有償ボランティア組織において、草刈り作業やシイタケ原木の整理作業などのほか、冬季には除雪ボランティア活動を行っています。除雪ボランティア活動については、長年にわたり湯ノ里小学校に向かう通学路（歩道）の除雪のほか、申し込みのあった高齢者世帯において、一部、自己負担を徴収しながら町対応の除雪機と民間所有の重機（ショベルローダー）を使用し、基本的に早朝から除雪を行っています。

一昨年度までは、ボランティア組織の中で重機オペレータを確保できていましたが、昨年度からは、新たなオペレータを確保する必要性が生じ、その確保に苦慮しているとのことから、町としても何かアドバイスや支援ができないものかと、町内会やボランティア組織から地域における除雪の課題・要望等を聞かせていただきました。

その中で、ボランティア活動と言ってもオペレータの確保のためにはある程度の謝礼が無ければ、今後、引き受けてくれる人は確保できないだろうということで、今シーズンはオペレータへの謝礼を増額するかたちで、何とか確保することができました。

また、その増額に伴いボランティア組織から町への支援の要望があり、町でも協議した結果、重機のリース料等について支援をするということで今回の補正予算（案）にも盛り込むかたちとなっていますので、後ほどご審議いただきたいと思っております。

今回、湯ノ里をモデル地区として、町内会・ボランティア組織と協議していく中で、年々増えていく高齢者世帯における除雪対応と、地区全体で高齢化が進む中でボランティア活動が可能な人材、特に重機の運転が可能な人材の確保が難しい課題であることを強く再認識いたしました。

町としては、まずは地域における共助であるボランティア活動が継続できるよう、様々なかたちでの支援を検討してきたいと考えていますが、数年後にはボランティア活動が現在より厳しいものとなることが十分推測されますので、今後においては、自助・共助に対する支援はもちろんのことではありますが、公助での除雪についても検討を進めていきたい。当然、湯ノ里以外の地域においても、それぞれの除雪の事情や課題があろうと思いますので、地域と協議を続けて、除雪に対する取り組みを強化していきたいと考えております。よろしくごお願い致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

5番、山田君。

◎ 5 番（山田顕人）

今、湯ノ里地区の現状を町長から聞かせてもらいました。課題は重機の数足りない。それとオペレータは謝礼を増額して漸く確保出来た状況であります。要は重機のオペレータが不足しているという事だと思います。あと数年後にはボランティア活動が現在より厳しくなることが予測されているということで、地区全体で高齢化が進んでいるということで除雪件数が増加し、ボランティアの人数が減少するという事。この今言った3点ほどが大きな問題となっているんだと思います。まず今の除雪体制は、町道に関しては、町から委託された業者が車道と歩道を重機で道路敷地内の両脇に寄せていくと。また雪を堆積しても良い支障な無い場所まで、排土板で押して行って堆積している状況であります。

各家の敷地は、当然持ち主が玄関先と車の出入口を町で置いていった雪山も含めて除雪をしております。高齢者の家に関してはですね、社協を通して有償ボランティアの方達が玄関先から道路までの間、町で置いていった雪山も含めて除雪をしているのが、今の現状だと思います。

そこで、先程公助も含めて検討したいと言っておりましたけれども、町で置いていった各家の玄関先の雪山を町が主導の下、除雪していくという考えは出来ないでしょうか。今までの車の為の除雪から人の為の除雪に体制を整える事は出来ないでしょうか。もう1度町長にお聞きします。

◎ 議 長（伊藤政博）

町長。

◎ 町 長（西山和夫）

今ご指摘なのは、多分時間でずれる可能性があるのかなというのは、先に重機等でボランティア活動の中で除雪した後、町の除雪または道の除雪が入ればそうした脇への山というのは当然出来る訳ですけど、1つは時間をずらした中で出来るのか、もう1つは改めてそうなった場合にその間口、入口だけを重機等で再度お願い出来るのか、その辺も含めて協議する必要があるのかなと考えております。ただそれについても年間ボランティアとはいえ、月、今重機のオペレータの賃金5万円位で頼んでいる状況にございますので、なかなか朝早々からやってまたそれに対応するということが可能なのか、その辺また詰めた中で協議が出来ればと考えております。

◎ 議 長（伊藤政博）

5番、山田君。

◎ 5 番（山田顕人）

今町長言われたのは、ボランティアの方の事だと思うんですけども。公助ということは公の町自治体の方でやるという形だと思うんですけども、町が主導の下、若しくは町が責任の下で間口の雪山を取ってってもらえないかと、そういう考え方は出来ないかということでご質問しております。もう一度お願いします。

◎ 議 長 (伊藤政博)

町長。

◎ 町 長 (西山和夫)

今、1つの湯ノ里地区をモデルとして事業を進めさせて頂いております。そうした最終的な課題を整理した中で、湯ノ里地区以外にもどう波及させていくか、その時にオペレータ当然重機動かすということになれば免許もいるし、そうした免許を持ったオペレータの方が必要になります。そういう方が早朝から対応して頂けるかということになるとなかなか今回も湯ノ里地区でなかなかオペレータの確保が難しい課題となったところで、今回そうした課題を解決するために、まずは重機の借上げ、そして保険料を町で対応するという事で今回は合意に至ったということで、今後またその地区以外でそれらを進める時にですね、どういう形で進めるか、今は湯ノ里地区は有償ボランティアの形で進めて頂いておりますけれども、これから別の地区で対応するという時に果たして地域の有償ボランティアが活動することで全て対応出来るとは考えておりませんので、そうした時に公助も入った中でなんとか出来ないかという対応をこれからいろいろケースバイケースの中で、13町内会ありますのでその中で課題整理しながら進めていければなと思っております。自分がいろいろそれぞれ町民を回らして頂いた時には冬の対応として、どうしても大きい土地の中に道路までの、国道または町道までの入口の基幹が長い、そして車庫がずっと奥にある場合なかなかそこに全部車が出れるだけの道路までの確保というのは、なかなか大変だということでその期間、家族の所に冬の間は車も諦めて家族の所に行ったり、そのまま最終的には戻ってこれなかった方もおりますので、なんとかそうした苦情に対応しながら地域に安心して住んでもらえるという思いで、今回湯ノ里地区をモデルとして始めさせて頂きました。湯ノ里地区はある意味環境が整っていたという思いしています。じゃあそれ以外で環境の整っていない所でどう進めていくかというのは、正しく今議員仰られるように、公助の力がほんとに必要なって来ると思っていますので、その時町として何が出来るか改めて考えていきたいと思っております。

◎ 議 長 (伊藤政博)

5番、山田君。

◎ 5 番 (山田顕人)

他の地域でもいろいろ問題が有るだろうと、そういう所でオペレータの確保がなかなか難しいんだという所だと思います。その辺りをいくと公助も考えていきたいということでありました。なかなか難しい事なのかなと思っておりますけれども、なかなか業者にはほぼほぼ依頼出来るかという事もなかなか全ての路線だと難しいということだとは思っております。

そこで、今言っていたように自助、共助という点です、実際うちの前の通りの方達はタイヤショベルを自前で持っていて自分で除雪している方、そして隣に頼まれてやられてる方も沢山いるんですよ。それで農家さんなんかトラクターで除雪をしているところをよく光景で見ます。小さい除雪機なんかで雪を飛ばしている方も各町で見かけるところなんですけれども、そういう方達にですね、町内会を通して町が依頼する形にはなるのかと思うん

ですけども、そういった形でいろいろと共助の部分になるのかな、共助の部分で町が助成しながらという形になると思うんですけども、そういう考え方は出来ないのかなというふうに思っております。

元旦のですね、能登半島地震を見て除雪が入った後、何か震災が起きてもこの雪山じゃなかなか避難出来ないよね、というような事を言っている方もおりました。安全安心なまちづくりの観点からもですね、その辺り共助も含めて工夫しながら、なんか検証できないかなという事でもう1度お願い致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

町長。

◎ 町 長（西山和夫）

大変難しい課題だと思っております。今山田議員からあったように、それぞれ自分で重機を持ったりロータリーを持ったり、それで近所助け合いながら生活をしているというそういう共助が成立てば、本来のコミュニティの姿だろうと思えますけれども、なかなか今高齢化している中でそうした重機を乗るのもちょっとおっくうになってきたかなとか、また万が一迷惑かけたら困るなという、そういう思いはありながらちょっと遠慮している方もおります。そうした方々と連携しながらどうやってある程度の冬場の安心感というか、除雪対応を共助していくかというのは大変重要になってきておりますので、その辺はまたしっかり対応していきたいと考えております。

また重機オペレータについても今年度もそうでしたけれども、その重機の免許を取るという支援をしております。もしそうした免許無いけれども、協力したいということであれば免許を取得する支援をしておりますので、重機の免許を取って頂いてまたそういう有償ボランティアに参加する、または町で独自に重機を用意するという場面も出てくるだろうと思えますので、その辺は臨機応変にやっていきたいなと思っております。また、今回能登半島の震災でもそうでしたけれども、以前から我々も認識はしております。この冬期の対応、避難路も含めて避難道どうするのかということもあります。それらもまた本当に急がなければならない課題であるんですけども、なかなかそこまで完璧というか整理していない部分ありますので、段階的にそれらも含めてしっかりこれから進まなければ、いざという時何をやってんのよという話になりますので、そこはしっかり把握しながら今後前進出来るような計画になるように、これからちょっと加速させて頂ければと考えております。

◎ 議 長（伊藤政博）

5番、山田君。

◎ 5 番（山田顕人）

今最後の方に防災計画の関係も言ってみましたけれども、防災計画もなかなかね、いつ議会に提示してくれるのか、若しくは町民にお知らせ出来るのかその辺りもちょっと聞きたいところではあるんですけども、今ちょっと話がずれますんで。

次にですね、国道と道道に面した当然家もあります。町長の家も国道沿いにあるんですけども、国道に関してはですね、小まめに除雪されてます。それはいいんですけどもその都度やっぱり家屋の前に雪山を作っているってありますので、都度除雪をしなければ車の出入りが出来ないという状況が多々見られております。

私はですね、朝早く結構函館方面に現場に行くようなことで結構見受けるんですけども、

建川から木古内方面を担当している業者、ここのやり方的にはトラックの除雪車が2台先行して先に道路の雪を歩道に寄せていきます。その後中型のタイヤショベル2台で家屋の前の雪山を寄せていくんですね。そういうことをやって車や人が出入り出来やすいようにやられているんです。同じ開発局からの委託業者、ここの区間の方はそういうことは、取り付け道路も部分はやっていくんですけども、道路の交差点の部分はやっていくんですけども、やはり家屋の前までは取って行ってもらえないと、そういうことが現状だと思っております。道道の方も同じ事が言えると思うんですけども、担当業者ね町内業者ですので、少しお話を聞かせてもらいました。各家の雪山、道道に関しては撤去することは撤去していけると、寄せていくことは寄せていけると思うと。しかしながら業者から役所の方にですね、要望するというだけでもなかなか受入れてもらえないというのが現状だと思います。それをやりたいということであれば町の方から、やはり各道路管理者に要望しては如何かということでおりました。確かにあれですよ。業者がお金に反映されないと困ることありますから、開発局とか渡島振興局になるのかな、町の方から強く要望していくというような活動をしていって欲しいなというふうに思うんですけども、その辺りもちょっとお聞きします。

◎ 議 長 (伊藤政博)

町長。

◎ 町 長 (西山和夫)

基本的には国道開発の除雪体制というのは先程言われるように町道だとか道道の交差する部分、そこは後追いで綺麗にかいていってくれるという状況あります。ただ建川から木古内方面で個人の入口までやっているっていうのは自分として認識してなかったです。それで自分も役場に出勤する時に国道の雪も歩道も一緒にかいていく、その中でよせられて山になっているところを高齢者が一生懸命スコップなかなか入りづらい、硬いんで苦勞している。座りながら一生懸命やっている、ほんとにああいうの見てれば気の毒だな。それを何とかしたいというほんとは公助で出来れば良いんでしょうけども、それが開建で要請することによって下請けの事業者がやってくれるという認識はちょっとなかったものですから、それがもし可能であればやってもらえればそれは有難いことなのかなと。我々も助かる事なので、それは連携して、もしほんとに開建さんも知内町さんも連携して予算の確保やるよということであれば、積極的に要請をさせて頂きたいと思います。ただ時間との兼ね合いもあるので、果たしてそこまで可能かっていうのは聞いてみないと分かりませんので、もし対応出来るということであればこれからまた積極的をお願いをさせて頂きたいと思います。

◎ 議 長 (伊藤政博)

5番、山田君。

◎ 5 番 (山田顕人)

今、知内の区間では、やられてないですよ。実際のところ。だけでも建川から木古内方面、北斗までいってるのかな、そっちの方の区間は、間口を取っていってるんですね。先程も言いましたけれども同じ開発局の委託なんだけれども、なんでこんなにやり方違うんだろなというのが不思議に思った点なんですけれども、そちらの方の業者がどういう経緯でそういう形になったのかというの、ちょっともう少し調べていきたいなというふうに思っているんですけども、町の方からやっぱり強く要望しなければ変わっていかないんだろうというふうにも思っています。地域住民からの声もやはりあげていかなきゃならないのかなとい

うふうにも思っております。

道路ですからね、物流もありますし、緊急車両も通りますので雪でハンドルとられて事故がおきたとか、そういう大惨事に成りかねないこともありますので、大変な除雪は重要な仕事だと思っております。今言われたような役場主導での公助での各家の雪山を取り除くことが出来れば、なかなか町民も老人だけじゃなくてやっぱり若い人が大変なんです。その辺を全て網羅出来るような形になると、ほんとはスムーズに行くのかなというふうに思っております。

まず、湯ノ里地区で検証して頂いて車から人の為の除雪が全町で全てにおいて広がっていく事を切にお願いしたいと思ひまして、一般質問を終わらせて頂きます。

◎ 議 長（伊藤政博）

次に2番、笠松悦子君。

◎ 2 番（笠松悦子）

笠松です。私の今日の質問事項と致しまして、知内高校の二間口の確保についてということで質問させていただきます。

質問趣旨と致しましては、少子化の進む現在、地方の高校はどこも定員割れの状況にあります。知内高校も近年、定員割れが続き、今年度から多額のお金をかけて耐震改修工事をいたしますが、この先町内の子ども達も少なくなることが想定されております。

より多くの生徒を集めるためには、普通科だけにこだわってはいは、二間口の確保が困難であるとおもわれることから、将来、時代にあった職業に就職できるよう職業科を選択できるように検討する必要があるのではないかと思います。町長、教育長の所見をお伺いしたいと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

教育長。

◎ 教 育 長（堂下則昭）

町長及び教育長へのご質問ということですが、教育に関する内容でありますので、私の方からお答えさせていただきます。

加速する少子化の波の影響から、北海道内に於いては1学年3学級以下の小規模校の多くは「定員割れ」が続いており、毎年、北海道の公立高校配置計画による高校の再編・縮減・統合等の協議が進められております。

知内高校に於いても、知内町まちづくり総合計画に基づき、西南渡島における基幹的普通科高等学校として、地域に根差した学校運営を進めているところでありますが、生徒数の減少傾向は大きな課題となっております。

知内高校は、昭和27年に経済的な理由で他地域へ通学が困難であった若者達が「地元で高校を」の願いから、木古内高等学校知内分校として開校し、幾多の学科変遷を経て、昭和56年に全日制普通科に学科を転換し、昭和58年には学校をより魅力的なものにするため2学級（当時の定員90名）へ間口を拡大しております。

現在では、平成30年度より道内外様々な地域から生徒を受け入れる全国募集も展開し、普通科二間口維持に向けた取り組みを進めているところです。

普通科の必要性についてですが、全国的な調査では、高校卒業後の進路として大学や専門学校など高等教育機関への進学が8割を占めており、また、中学生やその保護者が高校を選

択する際も、進学や就職を含めた幅広い進路に対応できる普通科を志望する割合が7割を越えている状況があります。

一方で、職業学科に比べて普通科はその特色が出しにくいこと等をうけ、文部科学省は平成31年度から「新たな時代に求められる普通科教育の在り方について」の検討を進めております。

令和2年、中央教育審議会から公表された、いわゆる「普通科改革」と称される答申では、これからあるべき普通科の学びとして、「SDG'sの実現や Society 5.0の到来に伴って生じる諸課題に着目し、国際社会及び日本社会における課題の発見・解決に資する資質能力の育成」、「地元市町村を中心とする地域社会の有する課題・魅力に着目し、地域社会の持続的発展や価値の創出に資する資質能力の育成」が掲げられています。

これらの資質能力の育成は、これからの普通科高校に求められる役割として新たに示されたものですが、知内高校では、既に、地域の教育資源を活用し、地元根差した教育の実践、SDG'sや地域課題を柱とした探究活動、海外見学旅行や語学研修派遣などによる国際理解教育と国際的視野の育成を目指した教育課程を編成するなど、国の掲げる方針に先駆けた取組を実践しており、その取組は北海道教育委員会にも高く評価されているところです。

また、現在、知内中学校から毎年約6割の生徒が知内高校を希望し進学しております。本町の子どもたちに、地元においても都市部の高校と遜色のない教育環境を提供するためには、生徒の様々なニーズに対応できる教員数と教育カリキュラムが必要とされます。

町内の小中学生の数が減少する中、知内高校の二間口維持のためには、町内はもとより幅広い地域の生徒に選ばれるよう、教育活動の一層の充実と学校の魅力化が必要となります。

今後におきましても、地域を守る防災教育、多様性の尊重と個性を育む特別支援教育、高度情報化社会に対応する情報教育、変化の激しいこれからの時代を生き抜くための社会人基礎力を育む探究的な学び、部活動や学校祭、生徒会活動を通じた人間力の向上など、普通科高校の特徴を最大限に生かした教育活動を展開し、一層の学校魅力化に取り組んでまいります。どうぞよろしくお願い致します。

◎ 議長（伊藤政博）

2番、笠松君。

◎ 2番（笠松悦子）

ほんとうにご丁寧なご答弁ありがとうございました。内容も凄く分かりやすくお答え頂きまして、大変嬉しく思っております。今このご答弁の中にもございましたけれども、現在の知内高校の前身は定時制農業科でございました。言い過ぎではないと思うんですけども、現在の知内の農業を今日までにした60代以上の多くの方々がここで学んだゆえ今の知内があると思っております。当時の農業は今のようない機械化されておらず、農家の子女は家業を手伝いながら勉強にも励みまた仕事にも励み、当時の知内農業を支えてきた思いであります。

それゆえ今日があるのではないかと思っております。尚更現在の知内高校、住民の考えでお願いして出来た知内高校ゆえ無くしてはいけないと私は思っております。そこで時代と共に教育現場、実状においては高校卒業後の幅広い進路に対応の出来るように普通科教育が必要とされております。教育長さんのご答弁の中にもございました中教審から公表された地域社会の持続的発展や価値の喪失に資する資質能力の育成がありました。その中で私も知内高校では国際的視野の教育を目指して語学研修派遣や海外見学旅行を取入れ、生徒を集めてこ

られ早くから英語教育に力を入れてきた知内町にとっては、大変評価される場所とおもっています。今後ですけれども、これ以外これ以上の地域社会における持続的発展や価値の喪失に資する資質能力の育成について、今どのような方向で取組むお考えでいるのか、くわしくお聞かせ願えればとおもっています。

◎ 議 長（伊藤政博）

教育長。

◎ 教 育 長（堂下則昭）

お答え致します。先程の答弁の中でもありましたように情報化教育が目覚ましく今変わっており、まずそこに対応することで社会に出た時の資質を育む、或いは特別支援教育も以前から知内は、他町村と比べて非常に手厚い支援をしています。

また社会人基礎力を育むような探求的な学びを町の職業人の方々から高校に来て頂いて知内の職業について知る、そして探究的な部分としてどのような形で知内が変わっていけば、良いのかというようなことも研究発表などしています。多様な子ども達がいる中で普通科教育の中で知内の場合は、非常に進学を目指す子ども、就職を目指す子ども、更には特別な支援も必要な子ども達ということでそういう幅広い子ども達の社会的な資質を育てていくことでいろいろな場面において、子ども達に対応させて頂いています。そうしてその結果知内から進学、就職で出て行った子ども達が3年間の中で知内に対する愛着を持って頂いて、町の子どものが戻ってくる、或いは実際に他町から来た子ども達も知内に残っているという状況が現在もあります。ただ、少子化の為に人数が少なくなっているという状況もありますけれども、これから先も町に対する愛着を育む為に様々な事で子ども達を育てていきたいというふうに考えています。以上です。

◎ 議 長（伊藤政博）

2番、笠松君。

◎ 2 番（笠松悦子）

ありがとうございます。私もよく前から食育活動についてもご質問させて頂いた中で、郷土愛を植付けて欲しいということをお願いしておりました、良い方向に進んでいるなって私も安堵しました。その中で今知内も今教育長さん仰ったように、障がい者教育、小学校からそういうのもやって共に生きるってということ、障がいをもった方も自分達健常者も理解し合えるっていう学校の中からそういうことを育み続けてきていて、良い方向に進んでいるなとおもっています。その中で、今あすなる福祉会の方々も入られまして、一般の町民の方また子ども達にもそういう方と触れ合う機会が多く見受けられるようになりました。例えば、こもれば温泉で働いて下さってる福祉会の方々とか、かき小屋でお客様対応なさってるそういうの方々、利用者さん方をほんとに身近に接することが出来る、そういうほんとに福祉に優れた町にも発展してきているのではないのかとおもっています。その中でもうひとつこれだけ高齢化が進んでいる町。その中でましてやこういう自然豊かな産業も発展している、その中から生まれる食料の基礎となるもの、それを生かした教育も必要でないかなとおもうんです。例えば、今ほんとに頻りにポツンポツンと大きな被害が全国的にも起っております。やっぱり災害に遭われても食べなければいけないことだと思いますので、やっぱり最初は炊き出しなんかも人がたくさんいるみたいなことを聞かれますけれども、出来れば高校の中にもそういう食物とか作る、食べさせる、町の産物を理解出来る、そういう普通科でありながら、ち

よつとしたズバ抜けた特徴を持たせて、そういう災害の時に炊き出し協力も生徒さんが住民の方と一緒に出来るとなるような方向性もあるんでないかなということ、私も常に思っていました。それとその受入れ体制、その中で特に思うのは、人を思いやる心っていうのは前にも私質問させて頂きましたけれど、今どこの家庭も核家族、町内の方でも核家族が多いんですよね。その中でやっぱりお年を召したら、体の自由も効かなくなってるってことをどれだけ理解してくれているか分からないので、一緒にシェア出来る女子寮の中に高齢者も入れてモデルを作ったらどうかという提言もさせて頂いたことがあります。やっぱり私ずっとそれは必要でないかって思ってるんです。一生生きて行くには健常者だけでは生活は出来ません。やっぱり障がい者、高齢者も自分達で生きて行くためには限界があります。そこの思いやる心。もう私普通科の中でありながら、備わって備え付けられて自然と身に付けていけるような教育も必要だと思うんですけれども、その事に関しては、教育長さん出来れば町長さんにもちょっとお訪ねしたいなと思うんですけれども、お考えがあったらお聞かせ願いたいと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

教育長。

◎ 教 育 長（堂下則昭）

高齢化が進む中で、そういうニーズ、孤立するお年寄り達、それから核家族化いろいろ含めてそういう3世代で暮らす方々というのは非常に少なくなっているということは以前から言われていることなんですけれども、高校としましては一つの取組みとしてボランティア活動として介護の方に参加させて頂いて頂いております。コロナの関係でここ数年その辺の所がなかなか行けないということもありますけれども、これからもまた再開して進めていけるのかなと思います。或いは食育に関しましては、家庭科の中で知内高校は今いろいろな選択教科を用意してまして、フードデザインなんかもありまして、そこでそういうような勉強をしたり、或いは町の食材である鮭や或いはニラなどを頂いて、それから漁業部の方ですか、それから農業婦人部の方ですか、来て頂いて一緒に調理をして頂いていることもさせて頂いています。ですから、そういう意味では町の方達との食を通した交流というのは、これからもさせて頂きたいし、それは小学校や中学校でも今も続けられているところです。

あと女子寮と高齢者が一緒に住めるシェアハウスという事なんですけれども、今のところそういうものを建築すること自体がなかなか難しいだろうというふうに考えています。ただ、これから先、子ども達、町内ではなく町外からの生徒がたくさん来るような場合になったら、そこで高齢者との交流ということは、やっていくことは可能かと思えます。ただそこで住むとなるとまた別にいろいろ一緒に住むとなると医療的なもの、ケアの部分なんかも出てきますので、今はちょっとそこまでは考えていないんですけれども、そういうようなフロアの中で、一緒に交流するということは、意義のあることですから今後も続けていきたいというふうに考えています。その中で世代を越えた取組みなんかも出てくるのではないかと思います。以上です。

◎ 議 長（伊藤政博）

町長。

◎ 町 長（西山和夫）

高校と地域の関わり方ということで、今、教育長の方からも答弁あったように高校生とな

なかなか高齢者と住処を一緒にするという事は、なかなか厳しい状況なのかという。

あと以前に子育て環境と高齢者の接点を持ちましょうということで、例えば、子どもを育てている若い世代が高齢者とのつきあいの中で、子どもを預けているいろいろな教育も含めて関わりを多く持つ事によって高齢者の傷みも分かりながら成長するという事で、以前いろいろ議論したような記憶があるんですけども、その中で今じゃあどうなんだっということになれば、これだけ少子高齢化になっている中で今改めてその施設、そういう環境を整備するというのはやっぱり中心部に集中しなきゃならないという環境が出てきますので、その中でやりきれるかということになれば、なかなか厳しい状況なのかなと思っています。

ただ今知内高校としおさい園だとか、いろいろ高齢者の中での交流っていうのは多々ありますし、地域でもそれなりの活動はして頂いている状況にありますので、高校に限らず知内町内に住む子ども達が高齢者と接するというかいろいろ地域でもそれぞれ湯ノ里だとか特にやっているところもありますので、そうした交流を多く持つことによって更に関わりっていうのは深くなるだろうし、傷みを分かってくるだろうし、また自分に成長段階でいろいろ知恵というか、昔の生きる段階でいろいろ工夫してやっているものもありますんで、伝授だとかいろいろこう出来るだろうと思っていますので、その辺でなんとかこれから地域全体巻き込んだ中で、更に活動を強化出来ればという思いです。

◎ 議 長 (伊藤政博)

2番、笠松君。

◎ 2 番 (笠松悦子)

ありがとうございます。あのですね、今小学校にしても中学校にしても1学級ですよ。その中で本当に20何人、まして今年は小学校入学が13人という中で、この二間口80人を維持するという事はもう絶対って言うくらい町内では無理だと思います。町内の子ども達が100%行ってもほんとに20人足らずの中で今全国展開しているように、これをもっと幅広く厚みのある形で全国的に募集をかけていかなければいけない。もう早くに手をかけないと手遅れになる状況にあると思うんです。町立高校がゆえに特徴は公立高校と違った物をどんどん出して行って良いと思うんです。そういう冒険も町の方でやってここから学校が無くなるとやっぱりそういう世代の声、今現在野球部の子ども達が走って元気にいる姿を見て力を貰える住民もいます。そういう中で女の子、女子生徒も男子生徒ももっと増えて他所から知内を見て知内の良さをまた全国的に広げてもらえるようなそういう施策も必要だと思いますので、今後知内がゆえの特徴を出した知内高校の運び方を考えて頑張って、私達も共に考えていきたいなと思いますので、是非町としてもいろんな意見を出し合ってやって頂きたいなと思います。以上で私は終わります。ありがとうございました。

◎ 議 長 (伊藤政博)

これで、一般質問を終わります。

ここで暫時休憩致します。

再開は10時55分と致します。

(休憩 午前10時39分)

(再開 午前10時55分)

◎ 議 長 (伊藤政博)

休憩を取り消し、会議を再開します。

只今、町長から今定例会に上程しております議案について、説明したい旨の申し出がありました。これを許します。

町長。

◎ 町 長（西山和夫）

令和6年第1回知内町議会定例会、上程議案の説明をさせていただきます。

議員の皆様には、大変お忙しい中、令和6年第1回知内町議会定例会にご出席頂きありがとうございます。

今議会に上程させていただいておりますのは、議案26件、同意1件であります。

議案第1号の知内町子ども・子育て基金条例の制定については、町の未来を担う子ども達が夢や希望を持ち、心身共に健やかに成長することを目指して子育て支援教育支援等の施設実施に必要な財源に充てるため、基金条例を設置するものであります。尚、基金の財源はふるさと納税寄附金の一部を積立致します。

議案第2号の令和5年度知内町一般会計補正予算（第9号）については、歳入歳出それぞれ1億178万円を減額し、総額を51億5,911万3千円とするものであります。補正の内容は、各課において事務事業で不用額と見込まれる額を減額するものです。

議案第3号から議案第5号までは、知内町国民健康保険事業特別会計の令和5年度補正予算であります。事業費の確定等により3特別会計合わせて1億1,354万3千円を減額し、総額を11億8,407万2千円とするものであります。

議案第6号の令和5年度知内町水道事業会計補正予算（第3号）については、年間給水量等業務の予定量の補正及び収益的収入及び支出並びに資本的収入及び支出を補正するものであります。

議案第7号の令和5年度知内町下水道事業会計補正予算（第3号）については、年間業務の予定量の補正及び収益的収入及び支出並びに資本的収入及び支出を補正するものであります。

議案第8号の知内町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部改正については、地方自治法の一部を改正する法律により、会計年度任用職員に対し、勤勉手当を支給するための一部改正と合わせて、職員の育児休業等に関する条例を文言整理するための一部改正であります。

議案第9号の職員の旅費に関する条例の一部改正については、近年の物価上昇等により都市部函館市等の観光地における宿泊単価が高騰していることから一般職員の宿泊費を見直すための改正です。

議案第10号の知内町地域振興事業基金の設置、管理及び処分に関する条例の廃止については、地域福祉の促進快適な生活環境の形成等を図るために平成2年に条例を制定し、基金を活用してきましたが、基金残高も減少したことから条例を廃止するものであります。

議案第11号の知内町教育振興基金条例の一部改正については、基金条例の第6条の処分に第4号から第8号を追加することにより、これまで以上に教育の振興と人材育成等に活用するための改正であります。

議案第12号の知内町国民健康保険税条例の一部改正については、第1条関係は地方税を等の一部改正に伴い、出産被保険者に係る所得割額及び均等割額の減額及び届出について、第2条は国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、後期高齢者支援金分の限度額を2万円引

き上げる改正であります。

議案第13号の知内町子育て支援交付金支給条例の一部改正については、第4条の支給金額を出生時1人につき、現行7万円から20万円に改正するものであります。

議案第14号の知内町介護保険条例の一部改正については、令和6年度から3年間の第9期高齢者保健福祉事業及び介護保険事業の財源となる65歳以上の第1号被保険者保険料を月額100円引き下げ、5,300円とし、年間保険料の基準額を63,600円に改正、更に所得段階を現行9段階から第13段階に改正するものであります。

議案第15号の知内町公共下水道条例の一部改正については、現在下水道事業に毎年一般会計から約1億2千万円を繰入れして経営していますが、人口減少等により、使用料が年々減少していることから、経営状況改善策として本年度より下水道使用料を段階的に値上げするものであります。

議案第16号の知内町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定については、令和6年度から令和8年度の3年間の第9期計画を策定したく、議会基本条例第8条第2号の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

議案第17号から第22号までは、一般会計、他3特別会計と水道事業会計及び下水道事業会計の令和6年度予算であります。

議案第17号の令和6年度知内町一般会計予算についてであります。予算の総額を歳入歳出それぞれ令和5年度当初予算と比較して11億5,000万円増の56億7,050万円と定めるものであります。主な事業としては知内高校長寿命化改修事業、湯ノ里町内会館移転改修工事、サンナス橋架替工事等であります。

議案第18号から第20号までの3議案は、知内町国民健康保険事業特別会計、他2特別会計の令和6年度予算であります。3特別会計合わせて予算の総額を歳入歳出それぞれ令和5年度当初予算と比較して1,305万1千円減の12億712万5千円と定めるものであります。

議案第21号の令和6年度知内町水道事業会計予算についてであります。業務の予定量、収益的収入及び支出並びに資本的収入及び支出について定めるものであります。

議案第22号の令和6年度知内町下水道事業会計予算についてであります。業務の予定量、収益的収入及び支出並びに資本的収入及び支出について定めるものであります。

議案第23号の知内町課設置条例等の一部改正については、現在の産業振興課を農業水産振興課と商工林業振興課の二課とする組織改正であります。

議案第24号のしりうち地域産業担い手センターの設置及び管理に関する条例の一部改正については、宿泊室を使用できる期間を2年以内から3年以内に改正するものであります。

議案第25号の知内町職員の給与に関する条例の一部改正については、各課における業務範囲に拡大等に対応するため現行の主幹を廃止し、新たに課長補佐を設けて職務表を改正するものであります。

議案第26号の知内町営住宅管理条例の一部改正については、町内の町営住宅に複数の空家が有ることから、世帯に18歳以下の子どもを扶養している世帯の入居基準を緩和するための改正であります。

同意第1号、教育委員会委員の任命については、3月31日で現委員の橋本祐一氏が任期満了となることから再度委員にお願い致したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第4条第2項の規定により議会の同意をお願いするものであります。尚、任期は令和6年4月1日から4年間で橋本氏は3期目となります。議案の内容については、副町長、担当課長の方から説明をさせていただきますので、ご審議の方の上、議決賜りますようよろしくお願い致します。

● 議案第1号 知内町子ども・子育て基金条例の制定について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第8、議案第1号、『知内町子ども・子育て基金条例の制定について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長。

◎ 副 町 長（大野 樹）

それでは議案の3ページをご覧ください。

議案第1号、知内町子ども・子育て基金条例の制定について。

知内町子ども・子育て基金条例を次のように定める。令和6年3月5日提出。

この度の基金条例制定につきましては、町の未来を担う子どもたちが夢や希望を持ち、心身ともに健やかに成長することを目指して、子育て支援、教育支援等の施策実施に必要な財源に充てるため基金条例を設置するものです。

尚、基金の財源につきましては、町長からも説明がありましたふるさと納税寄附金の一部を積立いたします。

条例の詳細につきましては、この後生活福祉課長より説明をさせていただきます。どうぞよろしくお願い致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（高田正志）

ご説明させていただきます。この設置の目的ですが先程副町長からも説明ありましたが、子ども・子育て支援の充実を図ることを目的に設置するものです。この基金につきましては、子育て支援交付金や子ども医療費、認定こども園委託費等、子ども・子育て支援の為の財源として活用していく予定でございます。第2条以降は基金の一般的な条文となっております。附則としてこの条例は交付の日から施行します。説明は以上です。よろしく申し上げます。

◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

9番、谷口君。

◎ 9 番（谷口康之）

ちょっとお伺いしたいと思います。この基金は分かるんですけども、うちの町でも子育て支援とかいろんな形で今実施してますよね。あえてこれをやるということは、もっと踏み込んだとか何か特別なものに使いたいということで作ったのかなと思うんですけど、その辺

どうなんですか。

◎ 議 長（伊藤政博）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（高田正志）

ご説明致します。今議会に上程させて頂いております、子育て支援交付金ですとか、あと現在取組んでおります子ども医療費の無償化ですとか、そういったものですね、財源を安定的に確保していくためにこの度ちょっとやらさせて頂いたものです。

◎ 議 長（伊藤政博）

9番、谷口君。

◎ 9 番（谷口康之）

それは分かりますけれども、やはり事業の内容ですよ。それが今までのと重複してしまったらあれなんだけど、それをもっと違う形で踏み込んだとかハイレベルなものにするとかってことで実施するものが何かわからないものだから、その辺についてどうなんですか。

◎ 議 長（伊藤政博）

副町長。

◎ 副 町 長（大野 樹）

ご説明致します。事業の内容につきましてはですね、これまで実施している事業にも充当致しますし、今後についてもまた新たなものにも充当させて頂きたいと思っておりますけども、今回の基本的な考え方は、ふるさと納税の寄附金の中に子育て支援に使って欲しいという意向の寄附が相当数あるということで、全体の15%ぐらいがそういう子育て支援を希望しているということがあるものですから、基金を作ってですね、充当していきたいということで考えております。

◎ 9 番（谷口康之）

分かりました。

◎ 議 長（伊藤政博）

他に質疑ありませんか。

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第1号を採決します。

本案について原案のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第2号 令和5年度知内町一般会計補正予算（第9号）について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第9、議案第2号、『令和5年度知内町一般会計補正予算（第9号）について』を

議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

◎ 総務課長（森永 茂）

議案第2号、令和5年度知内町一般会計補正予算（第9号）について。

令和5年度知内町一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正です。第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億178万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51億5,911万3千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正です。第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

繰越明許費の補正です。第3条、繰越明許費の追加は、「第3表 繰越明許費補正」による。

慣例により歳出の方から説明しますので、60ページをお開き願います。

◎ 議長（伊藤政博）

ちょっと発言中ですがお願いがあります。今回の補正内容を見ますと多分執行残等の減額補正が主なものだと思いますので、その辺は手短かに簡略にお願い致します。

◎ 総務課長（森永 茂）

60ページをお開き願います。

1款1項1目議会費から153万円を減額し、4,336万7千円とするものです。決算見込みにより不用と見込まれる額の減額です。

以下、決算見込みに対応した減額については、節の説明を省略させていただきますので、よろしく願います。

次に61ページです。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費に383万5千円を追加し、9,236万5千円とするものです。決算見込みによる減額と、13節使用料及び賃借料でコピー使用料の不足に伴い追加、18節負担金補助及び交付金で、渡島町村会負担金に「令和6年能登半島地震」に係る見舞金分を追加、また、北海道派遣職員給与等負担金について、額の確定により計上するものです。

次に63ページです。3目財産管理費から639万円を減額し、4,286万7千円とするものです。決算見込みによるものです。

次に64ページです。4目財政調整基金費に1億2,727万9千円を追加し、4億1,235万9千円とするものです。24節積立金で、歳出予算における不用額の増に伴い、公共施設等整備基金積立金を追加、また、国の補正予算に伴い普通交付税の「臨時財政対策償還基金費」として追加交付があった分について減債基金積立金を追加、更にふるさと納税の増に伴い、先程議決いただきました「子ども子育て基金」積立金としての新たな計上が主な内容です。

次に65ページです。6目企画総務費から500万円を減額し、3,363万3千円とするものです。決算見込みによるものです。

次に66ページです。7目広報費から10万円を減額し、381万6千円とするものです。決算見込みによるものです。

次に67ページです。8目交通安全対策費から34万2千円を減額し、176万2千円とするものです。決算見込みによるものです。

次に68ページです。9目環境対策費から21万円を減額し、470万4千円とするものです。決算見込みによるものです。

次に69ページです。10目地域会館管理費から91万4千円を減額し、1,935万1千円とするものです。決算見込みによるものです。

次に70ページです。11目自治振興費から1,624万3千円を減額し、3億6,084万4千円とするものです。決算見込みによる減額と、12節委託料と13節使用料及び賃借料に、ふるさと納税関連費用を追加、また、18節負担金補助及び交付金に、先程の一般質問の答弁にもあった「湯ノ里地区除雪推進助成金」を追加するものです。

次に72ページです。12目職員厚生管理費から103万5千円を減額し、170万5千円とするものです。決算見込みによるものです。

次に73ページです。13目マイクロバス運営費から64万7千円を減額し、4,263万9千円とするものです。決算見込みによるものです。

次に74ページです。15目地域創生推進費から645万9千円を減額し、1,847万4千円とするものです。決算見込みによるものです。

次に75ページです。16目新型コロナウイルス感染症対策費から70万円を減額し、10万円とするものです。決算見込みによるものです。

次に76ページです。2項徴税费、1目税務総務費から15万3千円を減額し、71万6千円とするものです。決算見込みによるものです。

次に77ページです。2目賦課徴収費から26万7千円を減額し、1,609万3千円とするものです。決算見込みによる減額と、10節需用費で消耗品の不足に伴い追加するものです。

次に78ページです。3項1目戸籍住民登録費から7千円を減額し、1,808万8千円とするものです。決算見込みによるものです。

次に79ページです。4項選挙費、2目北海道知事選挙及び北海道議会議員選挙費から50万6千円を減額し、337万7千円とするものです。決算見込みによるものです。

次に80ページ、5項統計調査費、1目人口農林商工教育統計調査費から24万円を減額し、51万4千円とするものです。決算見込みによるものです。

ページ跳びまして、116ページをお開き願います。9款1項1目消防費から763万9千円を減額し、2億4,293万2千円とするものです。決算見込みによるものです。

次に117ページです。2目災害対策費から62万8千円を減額し、2,013万3千円とするものです。決算見込みによるものです。

またページの方跳びまして、135ページをお開き願います。12款1項公債費、1目元金に484万8千円を追加し、5億2,025万7千円とするものです。決算見込みによるものです。

次に136ページです。2目利子に24万3千円を追加し、1,773万2千円とするものです。決算見込みによるものです。

次に137ページです。13款1項1目職員等給与費から1,432万5千円を減額し、7億362万3千円とするものです。1節報酬から4節共済費まで、決算見込みによるもの

です。

総務課関係歳出の説明は以上です。

◎ 議 長 (伊藤政博)

次に生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長 (高田正志)

81ページをご覧ください。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費から1,219万6千円を減額し、1億9,170万7千円とするものです。3節職員手当等から18節負担金補助及び交付金までは、決算見込みにより不用と見込まれる額の減額です。27節繰出金につきましては、国民健康保険特別会計への繰出金の額の確定に基づく追加です。

次に82ページです。3目老人福祉費から449万3千円を減額し、9,923万8千円とするものです。7節報償費から18節負担金補助及び交付金まで、決算見込みによる減額と追加です。27節繰出金につきましては、後期高齢者医療特別会計の繰出金の額の確定に基づく減額です。

次に83ページです。4目心身障害者特別対策及び母子等福祉費から2,824万1千円を減額し、1億9,343万4千円とするものです。1節報酬から19節扶助費まで、決算見込みによる減額と18節負担金補助及び交付金については、社会福祉施設の整備が今年度は見送られたことによるものです。

次に84ページです。5目介護保険費から905万2千円を減額し、8,941万4千円とするものです。12節委託料は決算見込みによる減額です。27節繰出金につきましては、介護保険特別会計への繰出金の額の確定に基づく減額です。

次に85ページです。2項児童福祉費、1目児童福祉総務費から23万4千円を減額し、2,171万4千円とするものです。22節償還金利子及び割引料で決算見込みによる減額です。

次に86ページです。2目児童措置費から2,724万6千円を減額し、1億2,729万5千円とするものです。1節報酬から7節報償費につきましては、昨年5月に開設された放課後児童デイサービスへの利用者移動に伴うもの、12節委託料につきましては、主に低年齢児の利用見込みが想定を下回ったことによるもの。18節負担金補助及び交付金と19節扶助費につきましては、決算見込みによる減額です。

次に87ページです。4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費から406万円を減額し、3,930万9千円とするものです。1節報酬から18節負担金補助及び交付金まで決算見込みによる減額です。

次に89ページです。3目環境衛生費から12万円を減額し、644万1千円とするものです。10節需用費及び18節負担金補助及び交付金で決算見込みによる減額と追加です。

次に90ページです。5目保健医療総合センター管理費から8万円を減額し、2,953万1千円とするものです。10節需用費及び13節使用料及び賃借料で決算見込みによる減額と追加です。

次に91ページです。2項1目清掃費に1,442万6千円を追加し、1億9,044万8千円とするものです。11節役務費から13節使用料及び賃借料まで、決算に見込みによる減額です。18節負担金補助及び交付金につきましては、主に渡島西部広域事務組合負担金で、基金積立てにかかる負担金の追加によるものです。

説明は終わります。よろしくお願ひ致します。

◎ 議 長 (伊藤政博)

次に産業振興課長。

◎ 産業振興課長 (南 一貴)

続きまして、産業振興課関係の補正予算についてご説明致します。

まず最初になんですけど、資料訂正のお詫びを申し上げさせていただきます。実績資料の報告書ナンバー5、産業振興課関係の45ページ目をご覧ください。令和5年度林業各種振興事業調の見込みをこちら掲載しております。この中で②鳥獣被害総合対策事業の欄でございますがこちらの鳥獣被害防止緊急捕獲事業の各種鳥獣の捕獲実績を載せております。この部分でヒグマの頭数についてなんですけど、4頭と書いてありますが、申し訳ございません14頭の訂正でございます。大変申し訳ございません。訂正の程よろしくお願ひします。

それでは予算書の方に戻りまして、議案の92ページ目をご覧ください。

5款労働費、1項労働費、1目労働費から2千円を減額し、16万1千円とするものです。これは決算見込みによる減額でございます。

93ページ目をご覧ください。6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費から報酬等に係る国費の交付金が増額となったため財源更正を行っております。

続きまして94ページ、3目農業振興費から3,774万1千円を追加し、1億6,818万6千円とするもので、18節負担金補助及び交付金では、補助事業の決算見込みによる減額及び北海道の緊急支援及び当町の支援による施設園芸生産基盤緊急支援事業として5,005万円を追加するものです。こちらの内容につきましては、別冊の予算説明資料57ページ目をご覧ください。この度なんですけど、施設園芸生産基盤緊急支援事業については、施設園芸農業者に対し、燃料価格高騰を踏まえたエネルギー転換の促進に向けた取組みと昨年発生しました猛暑酷暑による高温生涯による収量減のリスクへの暑熱対応等、施設園芸の生産基盤の確立を図るため支援するものです。

本事業は北海道の緊急支援事業として措置されるものでありますが、北海道の予算状況により基準となる補助率が50%に満たない見込みであることから、基準補助額を上限とし、当町においては、暑熱対応の取組みに対し独自で上乗せ補助するものです。

2番目、支援内容ですが、対象品目は施設園芸野菜で補助対象となる取組みについては、エネルギー転換促進の取組みで無加温パイプハウスの整備や省エネ機器の導入、また暑熱対応の取組みでは、遮光ネット等の導入に対しての支援事業となります。補助率についてですが、要望額の取りまとめによりますが、北海道は50%以内、また町がですね、上乗せ助成として対象としている暑熱対策については、北海道の補助率が50%を下回った前に50%までの差の分を支援する予定となっております。今回補正する予算については、翌年度に繰越し実施する予定でございます。事業費については記載のとおりでございますので、後程ご参照願ひします。

続きまして予算書に戻りまして、95ページ目をご覧ください。4目農地費から23万5千円を減額し、395万4千円とするもので、決算見込みによる減額です。

続いて96ページをご覧ください。7目知内ダム管理費から124万2千円を減額し、2,036万1千円とするもので、決算見込みによる減額でございます。

続きまして97ページをご覧ください。2項林業費、2目林業振興費から996万4千円を

減額し、4, 178万9千円とするものです。決算見込みによる減額及び森林環境譲与税基金の積立金額が増える可能性があることから50万円を追加するものでございます。

次に98ページ目をご覧ください。3目造林事業費から342万1千円を減額し、3, 724万2千円とするもので、決算見込みによる減額でございます。またですね、財源の内訳についてなんですが、町有林売払収入が予定よりも売払収入が増加したため、財源更正を行っております。

続いて99ページ目をご覧ください。5目治山事業費から10万円を減額し、1万6千円とするもので決算見込みによる減額でございます。

次に100ページ、3項水産業費、1目水産業総務費から43万3千円を減額し、351万7千円とするもので、決算見込みによる減額でございます。

次に101ページ目をご覧ください。2目水産振興費から314万6千円を減額し、9, 608万6千円とするもので、決算見込みによる減額です。

次に102ページ、4項1目ものづくり産業振興費から61万6千円を追加し、287万円とするもので、24節積立金ものづくり産業振興基金積立金額については、これまで空家になっていた住宅に新たに入居者が入ったことにより、住宅料の貸付料収入が増える見込みであることから、追加するものでございます。

次に103ページをご覧ください。5項2目地域産業担い手センター施設管理費から20万円を減額し、151万7千円とするもので、決算見込みによる減額です。

次に104ページ、7款1項商工費、1目商工総務費から1万4千円を減額し37万2千円とするもので、決算見込みによる減額です。

次に105ページ、2目商工振興費から7万円を減額し、1, 809万6千円とするもので、決算見込みによる減額です。

次に106ページ、3目観光費から20万5千円を減額し、504万6千円とするもので、決算見込みによる減額です。

次に107ページ、5目物産館管理費に34万円を追加し、1, 848万5千円とするもので、12節委託料にこの度、湯ノ里道の駅新幹線展望塔に設置しておりましたイルミネーションを中央公民館外壁に移設するための移設工事委託料として追加するものでございます。

次に108ページ、6目健康保養センター管理費から、15万2千円を減額し、2, 447万5千円とするもので、決算見込みによる減額です。

以上で産業振興課関係の説明を終わらせて頂きます。よろしく願い致します。

◎ 議 長 (伊藤政博)

次に建設水道課長。

◎ 建設水道課長 (澤田浩一)

続きまして建設水道課関係の補正予算の説明をさせていただきます。

109ページをご覧ください。8款土木費、1項土木管理費、2目下水道整備費から200万円を減額し、1億6, 548万4千円とするものです。これは、18節負担金補助及び交付金の浄化槽設置費補助金で、基数の確定による減額であります。

110ページです。2項道路橋梁費、1目道路橋梁総務費から32万7千円を減額し、188万9千円とするものです。これは10節需用費の決算見込みによるものです。

111 ページです。2 項道路橋梁費、2 目道路維持費から2, 274 万4 千円を減額し、1 億3, 271 万6 千円とするものです。これは10 節需用費から17 節備品購入費まで、決算見込み及び工事請負費、備品購入費確定によるものであります。

112 ページです。3 目橋梁維持費から234 万1 千円を減額し、5, 125 万4 千円とするものです。これは10 節需用費と12 節委託料で事業費確定及び決算見込みによるものです。

113 ページです。4 目道路橋梁改良工事費から192 万5 千円を減額し、1, 088 万2 千円とするものです。これは8 節需用費と14 節工事請負費で事業費確定及び決算見込みによるものです。

114 ページをお開き下さい。3 項河川海岸費、1 目河川総務費から301 万6 千円を減額し、1, 768 万9 千円とするものです。これは7 節報償費から14 節工事請負費まで、決算見込み及び工事請負費の確定によるものです。

115 ページです。4 項住宅費、1 目住宅管理費で83 万1 千円減額し、5, 507 万とするものであります。これは8 節旅費から14 節工事請負費まで事業費の確定及び決算見込みによる減額であります。

以上で建設水道課関係の説明を終わらせて頂きます。よろしくお願ひ致します。

◎ 議 長 (伊藤政博)

次に教育委員会事務局長。

◎ 教育委員会事務局長 (長谷川将之)

続きまして、教育委員会関係の補正予算についてご説明致します。

118 ページをお開きください。10 款教育費、1 項教育総務費、1 目教育委員会費から26 万円を減額し、136 万6 千円とするものです。決算見込みによるものです。

次に119 ページから120 ページです。2 目事務局費から3, 849 万5 千円を減額し、1 億759 万5 千円とするものです。決算見込みによる減額と24 節積立金で教育振興基金の積立、教育振興基金の償還分の追加ですが、これは奨学金の繰上げ償還の増加によるものです。

次に121 ページです。3 目学校給食センター費に91 万円を追加し、8, 529 万1 千円とするものです。10 節需用費に、修繕費として調理室のロスナイ故障による修理費用と食材費として、物価高騰による食材費不足分を追加するものです。その他は決算見込みによる減額です。

次に122 ページから123 ページです。2 項小学校費、1 目学校管理費から768 万5 千円を減額し、9, 051 万1 千円とするものです。全て決算見込みによるものです。

次に124 ページです。2 目教育振興費から47 万円を減額して337 万7 千円とするものです。決算見込みによる減額です。

次に125 ページです。3 項中学校費、1 目学校管理費から351 万円を減額し、3, 199 万6 千円とするものです。全て決算見込みによる減額です。

次に126 ページです。2 目教育振興費から35 万2 千円を減額して、449 万2 千円とするものです。決算見込みによる減額です。

次に127 ページから128 ページです。4 項高等学校費、1 目学校管理費から3, 131 万円を減額し、1 億6, 571 万7 千円とするものです。決算見込みによる減額と12 節

委託料で高校バス運転業務委託料と13節使用料及び賃借料でコピー使用料に不足と見込まれる額を追加するものです。

次に129ページです。2目教育振興費から87万円を減額し、709万5千円とするものです。決算見込みによる減額です。

次に130ページです。6項社会教育費、1目社会教育総務費から268万円を減額し、1,043万4千円とするものです。決算見込みによる減額と10節需用費に消耗品追加ですが、これは今年の成人式で23歳の方もお祝いしたことによる写真代等の不足分です。

次131ページです。3目郷土資料館費から45万円を減額し、318万7千円とするものです。決算見込みによる減額です。

次に132ページです。4目青少年交流センター管理費に33万円を追加し、1,107万6千円とするものです。10節需用費に修繕費として管理人室の暖房機修繕費用等を追加するものです。

次に133ページです。7項保健体育費、1目保健体育費から484万1千円を減額し、5,895万2千円とするものです。決算見込みによる減額です。

以上で、教育委員会関係の説明を終わります。よろしくお願ひします。

◎ 議 長 (伊藤政博)

これで、歳出の説明が終わりましたので、続いて、歳入・地方債・繰越明許費等の説明を総務課長。

◎ 総務課長 (森永 茂)

それでは、歳入について説明しますので、9ページをお開き願ひします。

1款町税、1項町民税、1目個人に520万9千円を追加し、1億4,903万7千円とするもので、収入見込みによるものです。

以下、収入見込みによる補正については、節の説明を省略させていただきますので、よろしくお願ひします。

次に10ページです。2目法人に404万5千円を追加し、3,749万円とするものです。

次に11ページです。2項1目固定資産税から1,028万1千円を減額し、4億9,256万2千円とするものです。

次に12ページです。3項軽自動車税、2目環境性能割に16万7千円を追加し、116万7千円とするものです。

次に13ページです。4項1目たばこ税に419万7千円を追加し、3,761万4千円とするものです。

次に14ページです。2款地方譲与税、3項1目森林環境譲与税に50万円を追加し、1,504万5千円とするものです。

次に15ページです。6款1項1目法人事業税交付金に296万2千円を追加し、496万2千円とするものです。

次に16ページです。8款1項1目地方特例交付金から155万1千円を減額し、244万9千円とするものです。

次に17ページです。10款1項1目地方交付税に1億6,805万5千円を追加し、20億6,899万6千円とするものです。

次に18ページです。12款分担金及び負担金、1項負担金、2目民生費負担金から18万7千円を減額し、287万3千円とするものです。

次に19ページです。13款使用料及び手数料、1項使用料、1目総務使用料から1万7千円を減額し、6万3千円とするものです。

次に20ページです。2目農林水産業使用料から51万円を減額し、249万円とするものです。

次に21ページです。3目商工使用料から45万円を減額し、15万円とするものです。

次に22ページです。4目土木使用料から6万円を減額し、4,812万4千円とするものです。

次に23ページです。5目教育使用料から190万4千円を減額し、1,677万5千円とするものです。

次に24ページです。14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金から1,814万2千円を減額し、1億5,672万6千円とするものです。

次に25ページです。3目衛生費国庫負担金から131万6千円を減額し、724万9千円とするものです。

次に26ページです。2項国庫補助金、1目土木費国庫補助金から370万5千円を減額し、3,024万3千円とするものです。

次に27ページです。2目教育費国庫補助金に421万7千円を追加し、622万5千円とするものです。収入見込みによる減額のほか、12節学校施設環境改善交付金で、知内小学校空調設備設置工事にかかる交付金を計上するものです。

次に28ページです。3目民生費国庫補助金から71万2千円を減額し、2,386万6千円とするものです。

次に29ページです。4目総務費国庫補助金から196万3千円を減額し、1億3,670万8千円とするものです。収入見込みによる減額のほか、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を追加するものです。

次に30ページです。5目衛生費国庫補助金に238万2千円を追加し、880万2千円とするものです。新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業国庫補助金を追加するものです。

次に31ページです。3項委託金、1目総務費委託金から3千円を減額し、20万8千円とするものです。

次に32ページです。15款道支出金、1項道負担金、1目民生費道負担金から939万9千円を減額し、9,852万3千円とするものです。

次に33ページです。2目土木費道負担金に10万5千円を追加し、3,192万3千円とするものです。

次に34ページです。2項道補助金、1目総務費道補助金に19万3千円を追加し、110万9千円とするものです。収入見込みによる減額のほか、4節住まいのゼロカーボン化推進事業補助金を計上するものです。

次に35ページです。2目民生費道補助金から71万2千円を減額し、1,158万3千円とするものです。

次に36ページです。3目農林水産業費道補助金に3,314万9千円を追加し、1億4,571万9千円とするものです。主に収入見込みによる減額のほか、歳出で説明しました施設園芸

生産基盤緊急支援事業に対応した追加補正です。

次に37ページです。4目教育費道補助金に166万2千円を追加し、203万9千円とするものです。収入見込みによる減額のほか、5節新エネルギー設備導入支援事業補助金を計上するものです。

次に38ページです。5目衛生費道補助金から62万2千円を減額し、983万4千円とするものです。

次に39ページです。7目商工費道補助金から6万1千円を減額し、3万4千円とするものです。

次に40ページです。8目地域創生推進費道補助金から150万円、全額を減額するものです。これは移住者支援事業が無かったことによるものです。

次に41ページです。3項委託金、1目総務費委託金から25万円を減額し、1,090万6千円とするものです。

次に42ページです。3目商工費委託金から9万8千円を減額し、46万1千円とするものです。

次に43ページです。16款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入から5万2千円を減額し、1,913万5千円とするものです。

収入見込みによる減額のほか、移住促進住宅貸付料を追加するものです。

次に44ページです。2目利子及び配当金に41万5千円を追加し、91万4千円とするものです。主に(株)スリーエスからの株式配当金を追加するものです。

次に45ページです。2項1目財産売払収入に853万円を追加し、1,983万7千円とするものです。町有林売払収入の追加と公有財産売払収入として、主に除雪ドーザの売却代金を計上したことによるものです。

次に46ページです。18款繰入金、2項基金繰入金、1目積立金繰入金から2億1,868万円を減額し、1億9,360万円とするものです。

次に47ページです。20款諸収入、1項延滞金加算金及び過料、1目延滞金に44万円を追加し、52万円とするものです。

次に48ページです。3項貸付金元利収入、2目奨学金貸付収入に174万8千円を追加し、580万円とするものです。

次に49ページです。4項受託事業収入、1目総務費受託事業収入から86万2千円を減額し、483万8千円とするものです。

次に50ページです。5項1目雑入に112万6千円を追加し、3,135万円とするものです。主に収入見込みによる減額のほか、しりうち観光振興機構清算金を雑収入として追加するものです。

次に51ページです。21款1項町債、1目臨時財政対策債から226万5千円を減額し、1,353万5千円とするものです。

次に52ページです。21款1項町債、2目土木債から2,420万円を減額し、8,800万円とするものです。

次に53ページです。3目教育債から1,440万円を減額し、1億4,860万円とするものです。

次に54ページです。4目消防債に160万円を追加し、1,550万円とするものです。

次に55ページです。5目民生債から2,050万円を減額し、3,390万円とするものです。

次に56ページです。7目林業債から500万円を減額し、600万円とするものです。

次に57ページです。8目総務債から260万円を減額し、2,390万円とするものです。

次に58ページです。9目水産業債から70万円を減額し、5,330万円とするものです。

次に59ページです。22款1項1目自動車取得税交付金として新たに10万円を計上するものです。

次に7ページをお開き願います。地方債の補正です。変更で、臨時財政対策債から緊急自然災害防止対策事業債まで、先程説明した歳入、町債の補正に対応して、限度額を変更するもので、起債の方法、利率、償還の方法については変更ありません。

次に8ページです。繰越明許費補正です。追加としまして、2款総務費、3項戸籍住民登録費の戸籍システム電算共同運用事業、戸籍情報システム改修事業、住民基本台帳システム改修事業と、6款農林水産業費、1項農業費の施設園芸生産基盤緊急支援事業について、次年度に繰り越すものです。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は先例により、歳出から款ごとに行います。

最初に1款議会費。質疑ありませんか。

無いようでありますので、続いて、2款総務費。

5番、山田君。

◎ 5番（山田顕人）

議案書の64ページです。再生可能エネルギー農山漁村活性化基金積立金ということで、結構町民の皆さん、興味あってですね、ちょっと教えて頂きたいところあるんですけども、これ太陽光の収入のところから一部基金としてもらっている形だと思うんですけども、令和5年はこの基金どれくらい積み増しになっているのか。今、全体的にどれくらいの金額になっているのかお知らせ願います。

◎ 議長（伊藤政博）

政策調整課長。

◎ 政策調整課長（三原智明）

ご説明します。令和5年の積立額ですけども、1,145万8千円。令和5年度末の累計の残高ですけども、5,895万3,149円でございます。

◎ 5番（山田顕人）

ありがとうございます。分かりました。

◎ 議長（伊藤政博）

他に2款総務費ございませんか。

無いようでありますので、続いて、3款民生費。

民生費ありませんか。

続いて、4款衛生費。

5番、山田君。

◎ 5 番 (山田顕人)

91ページです。渡島西部事務組合の負担金のところなんですけども、去年暮れあたりでしたっけ、ベルトコンベアがリチウム電池から着火してベルトコンベアが燃えてしまったという火災がありました。この前なんですけども、渡島西部の事務長にちょっと聞いたところ、今現在リチウム電池は町としては広報か何かで町で回収しますよということで、担ってると思うんです。

しかしながら渡島西部の方に堆積している部分があるんですよね。そこを見るとリチウム電池がやっぱり見えると、山にした所から見えてくる物に関しては渡島西部の方で回収しているということを言っておりました。町内の人の聞いたところ、そんなリチウム電池ってどんなやつだとか、そんなの燃えるゴミになげているような事を言ってますので、なかなか周知されていないだろうというふうに思うので、何か良いような周知の仕方、広報だけじゃ恐らく周知しきれないと思うんですよね。その辺りちょっとどういう考えがあるか、お知らせ願います。

◎ 議 長 (伊藤政博)

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長 (高田正志)

ご説明致します。リチウムイオン電池の回収につきましては、議員ご指摘のとおり、昨年11月の衛生センター内で火災事故がありました。まずそれを受けてですね、渡島西部四町の課長会議の場におきましても再発防止策を講ずる必要があるという話になりまして、今年の4月から各町の窓口でリチウムの回収を行っていきましょうという話になったんですけども、うちの町としましては、今年の1月から先行してもう回収していくと広報周知しております。その他ですね、周知の方法としましては、町内会長会議の場で説明したり、一部の町内会ではあるんですが、ふれあい懇話会の場で説明したりと行っております。

ただですね、これだけでは不十分だと思いますので、継続的な広報の周知と防災無線等も活用したりして周知に力を入れていきたいと思います。

◎ 議 長 (伊藤政博)

5番、山田君。

◎ 5 番 (山田顕人)

リチウム電池にはどういう種類があるのかとか、恐らく電動歯ブラシなんかも充電式になっているんで、あの中にも入っているんだろうなと。どんなものがあるのかなと、きっと想像ついていない人もいるのかなと思いますので、その辺り周知して頂きたいなと思います。

何しても再発防止ということでまた衛生センターの中での火災がおきれば、やはり町からの負担金が増えていきますので、その辺り周知の方をよろしく致します。

◎ 議 長 (伊藤政博)

他に4款衛生費ございませんか。

無いようでありますので、ここで昼食のため、暫時休憩致します。

再開は午後1時と致します。

(休憩 午後 0時00分)

(再開 午後 1時00分)

◎ 議 長 (伊藤政博)

休憩を取り消し、会議を再開します。

只今、議案第2号、一般会計の補正予算の審議中であります。

4款の衛生費まで質疑が終わっております。

続いて5款労働費、質疑ありませんか。

質疑が無いようでありますので、続いて、6款農林水産業費。

ありませんか。

無いようですので、7款商工費。

5番、山田君。

◎ 5 番 (山田顕人)

予算書107ページです。道の駅のイルミネーションの移転ということで予算を見ているんですけども、この後道の駅の、なんていうのかな、寂れていくような感じを受けます。何か活性化するものが出てくるのか、出てこないのか、その辺りちょっとお聞きしたいなと思います。

◎ 議 長 (伊藤政博)

副町長。

◎ 副 町 長 (大野 樹)

私の方から説明させていただきます。今回のイルミネーションにつきましては、町民の方、それからスリーエスの職員の方からですね、一定期間イルミネーションを設置して来客はあったんですけども、最近ほとんど無いというようなことで、子ども達のためにこちらの方に移動して、そして下校時にイルミネーションが見れるようなことを考えて欲しいという町民からの要請がありましたので、そういうことで今回移設ということを考えております。今後の新幹線展望塔も含めてですね、物産館の在り方、道の駅の在り方について今後もう少し整理をしてですね、議員の皆様からも意見を頂いて、町民の皆さんからいろいろな意見もありますので、その辺精査した中で検討して参りたいというふうに考えております。

◎ 5 番 (山田顕人)

分かりました。

◎ 議 長 (伊藤政博)

その他7款商工費ございませんか。

無いようですので、続いて8款土木費。

5番、山田君。

◎ 5 番 (山田顕人)

前回聞き忘れたところありまして、112ページのサンナスの橋の仮設の橋の架替のところなんですけども、この仮設の橋の車両が通行する重量はどのくらいまで持つのか持たないのかその辺お知らせ願います。

◎ 議 長 (伊藤政博)

建設水道課長。

◎ 建設水道課長 (澤田浩一)

ご説明致します。仮橋の通行できる重量ですが本橋に合わせておりまして、25tまで大

丈夫でございます。以上です。

◎ 議長（伊藤政博）

5番、山田君。

◎ 5番（山田顕人）

この仮橋の方にも25tまで通れるよっていう明記、看板類は付ける予定はありますか。

◎ 議長（伊藤政博）

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（澤田浩一）

特段表示しようとは思っていませんでしたが、もし可能であればしていきたいなと思っております。

◎ 議長（伊藤政博）

5番、山田君。

◎ 5番（山田顕人）

あの辺り大型車両なんか通りますので、その辺り明記して頂ければ、通れるか通れないか判断出来ると思いますので、よろしくお願ひします。

◎ 議長（伊藤政博）

他に8款土木費ございませんか。

無いようでありますので、次9款消防費。

無いようでありますので、次10款教育費。

ありませんか。

無いようでありますので、12款、13款一括で質疑ございませんか。

無いようであります。

他に歳出全般で質疑漏れございませんか。

無いようでありますので、歳出の質疑は終わります。

続いて歳入、地方債、繰越明許費の一括質疑を行います。

質疑ありませんか。

5番、山田君。

◎ 5番（山田顕人）

9ページです。個人町民税の部分があります。ふるさと納税ね、4億6千万円程寄附されておりますけれども、知内町民の中で他町の方にふるさと納税されている方もいるのかなと思うんですけども、それどのくらいになるか、ちょっと分かりますか。

◎ 議長（伊藤政博）

政策調整課長。

◎ 政策調整課長（三原知明）

ご説明します。町民の方が町外に対してふるさと納税をされている金額ですけども、知内町が外から頂いているふるさと納税の0.6%ぐらいというふうにつかんでいます。

◎ 議長（伊藤政博）

もう少し具体的に。

政策調整課長。

◎ 政策調整課長（三原知明）

金額で申し上げると280万円くらいというふうに把握しています。

◎ 議長（伊藤政博）

5番、山田君。

◎ 5番（山田顕人）

規制できる何ものでもないとは思いますが、役場職員なんかもされているという話もちらっと聞くんですけどもね、その辺り知内の為だと思うのであれば、ちょっと規制して頂ければというふうに思います。

◎ 議長（伊藤政博）

他に質疑ございませんか。

9番、谷口君。

◎ 9番（谷口康之）

50ページの今回雑収入って239万3千円になっているけれども、この内容はどういうものが雑収入になっているのか、お知らせ願いたいと思います。

◎ 議長（伊藤政博）

総務課長。

◎ 総務課長（森永 茂）

ご説明します。雑収入239万3千円の内訳となりますが、しりうち観光振興機構の清算金という形で129万3千円、まちづくり人づくり推進交付金ということで、市町村共済組合事業の分配金というものが48万8千円。あと広報しりうちの方の有料広告が20万円、あと雇用保険の本人負担分が24万2千円ということで雑収入239万3千円の主なものとなっております。以上です。

◎ 議長（伊藤政博）

他に質疑ございませんか。

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第2号を採決します。

本案は原案のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第3号 令和5年度知内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第10、議案第3号、『令和5年度知内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（高田正志）

138 ページです。議案第3号、令和5年度知内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について。

令和5年度知内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正です。第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,801万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億2,376万2千円とする。

2項です。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

歳出から説明致します。145 ページをご覧ください。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費から25万5千円を減額し、314万8千円とするものです。8節旅費及び17節備品購入費で、決算見込みによる減額です。

次に146 ページです。2目国民健康保険団体連合会負担金から80万円を減額し、284万1千円とするものです。18節負担金補助及び交付金で、決算見込みによる減額です。

次に147 ページです。2項徴税費、1目賦課徴収費から246万6千円を減額し、203万円とするものです。8節旅費、11節役務費、26節公課費は決算見込みによる減額です。17節備品購入費は、予定していた税務徴収者について当初のハイブリット車からより環境に配慮した電気自動車に変更し、新年度で購入するため今年度計上分を減額するものです。

次に148 ページです。3項1目運営協議会費から11万1千を減額し、5万3千円とするものです。1節報酬、8節旅費は決算見込みによる減額です。

次に149 ページです。2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者給付費から5,900万円を減額し、3億100万円とするものです。18節負担金補助及び交付金で本年度の給付見込による減額です。

次に150 ページです。3目一般被保険者療養費から148万円を減額し、252万円とするものです。18節負担金補助及び交付金で、本年度の給付見込みによる減額です。

次に151 ページです。5目審査支払手数料から22万円を減額し、78万円とするものです。11節役務費で本年度の給付見込みによる減額です。

次に152 ページです。2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費から780万円を減額し、4,370万円とするものです。18節負担金補助及び交付金で本年度の給付見込みによる減額です。

次に153 ページです。6款保健事業費、1項1目特定健康診査等事業費から114万4千円を減額し、288万8千円とするものです。10節需用費及び12節委託料で決算見込みによる減額です。

次に154 ページです。2項1目保健事業費から255万3千円を減額し、1,099万2千円とするものです。8節旅費から26節公課費まで決算見込みによる減額です。

次に155 ページです。7款1項1目基金積立金から394万9千円を減額し、58万8千円とするものです。24節積立金で決算見込による減額です。

次に156ページです。10款1項1目予備費に176万2千円を追加し、193万3千円とするものです。一般会計からの繰入金に対応するものです。

続きまして、歳入です。141ページをご覧ください。1款1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税に288万5千円を追加し、1億466万3千円とするものです。1節医療給付費分現年課税分から6節介護納付金分滞納繰越分までそれぞれ収入見込みにより減額、または追加するものです。

142ページです。3款道支出金、1項道負担金、1目保険給付費等交付金から6,850万円を減額し、3億6,465万円とするものです。1節保険給付費等交付金（普通交付金）で先程歳出で説明しました保険給付費の本年度の給付見込みの減額に対応するものです。

143ページです。5款繰入金、1項1目一般会計繰入金から806万7千円を減額し、2,732万円とするものです。1節保険基盤安定繰入金から5節財政安定化支援事業繰入金まで額の確定により減額または追加するものです。

144ページです。2項1目基金繰入金から433万4千円を減額し、1,331万9千円とするものです。先程歳出で説明しました保険事業費等の決算見込みによる減額に対応するものです。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

歳入歳出一括質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第3号を採決します。

本案は原案のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第4号 令和5年度知内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第11、議案第4号、『令和5年度知内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（高田正志）

157ページです。議案第4号、令和5年度知内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第

2号) について。

令和5年度知内町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正です。第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ225万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,035万3千円とする。

2項です。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

歳出から説明致します。161ページをご覧ください。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費に25万円を追加し、407万2千円とするものです。12節委託料で決算見込みによる追加です。

162ページです。2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金から250万円を減額し、7,501万7千円とするものです。18節負担金補助及び交付金で、保険基盤安定金の額の確定に伴う減額です。

続きまして、歳入です。160ページをご覧ください。3款繰入金、1項1目一般会計繰入金から225万円を減額し、2,896万5千円とするものです。1節事務費繰入金及び2節保険基盤安定繰入金で先程歳出で説明しました一般管理費の追加及び保険基盤安定金の額の確定に対応するものです。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

◎ 議 長 (伊藤政博)

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

歳入歳出一括質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第4号を採決します。

本案は原案のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第5号 令和5年度知内町介護保険特別会計補正予算(第3号)について

◎ 議 長 (伊藤政博)

次に日程第12、議案第5号、『令和5年度知内町介護保険特別会計補正予算(第3号)について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（高田正志）

163ページです。議案第5号、令和5年度知内町介護保険特別会計補正予算（第3号）について。

令和5年度知内町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正でございます。第1条、既定の保険事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,327万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億7,995万7千円とし、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ300万円とする。

2項です。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

歳出から説明致します。185ページをご覧ください。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費から4万2千円を減額し、451万8千円とするものです。11節役務費及び26節公課費で決算見込みによる減額です。

186ページです。3項介護認定審査会費、2目認定審査費から17万4千円を減額し、188万8千円とするものです。12節委託料で決算見込みによる減額です。

187ページです。4項運営協議会費、1目介護保険運営協議会費から3万8千円を減額し、12万7千円とするものです。1節報酬及び8節旅費で決算見込みによる減額です。

188ページです。2款1項保険給付費、1目介護サービス等給付費から5千万円を減額し、4億1,585万円とするものです。18節負担金補助及び交付金で給付見込みによる減額です。

189ページです。2項1目高額介護サービス等給付費から540万円を減額し、900万円とするものです。18節負担金補助及び交付金で給付見込みによる減額です。

190ページです。2目高額合算介護サービス等給付費から170万円を減額し、110万円とするものです。18節負担金補助及び交付金で給付見込みによる減額です。

191ページです。3項その他諸費、1目審査支払手数料から13万円を減額し、37万円とするものです。11節役務費で決算見込みによる減額です。

192ページです。3款1項基金積立金、1目保険介護保険事業基金積立金に2,983万3千円を追加し、5,573万6千円とするものです。24節積立金で決算見込みによる追加です。

193ページです。4款地域支援事業費、1項1目介護予防・生活支援サービス事業費から446万円を減額し、2,445万7千円とするものです。3節職員手当等から18節負担金補助及び交付金まで決算見込みによる減額です。

194ページです。2目介護予防ケアマネジメント事業費から、40万6千円を減額し、149万6千円とするものです。12節委託料及び13節使用料及び賃借料で決算見込みによる減額と追加です。

195ページです。2項1目一般介護予防事業費は補正はございませんが、国、道からの補助金の実績見込みによる財源内訳の変更です。

196ページです。3項包括的支援事業費・任意事業費、1目包括的支援事業費から31万5千円を減額し、857万4千円とするものです。3節職員手当等及び8節旅費で決算見込みによる減額です。

197ページです。2目任意事業費は補正はございませんが、国、道からの補助金の実績見込みによる財源内訳の変更です。

198ページです。3目生活支援体制整備事業費から25万3千円を減額し、1,252万7千円とするものです。1節報酬から8節旅費まで決算見込みによる減額と追加です。

199ページです。4目認知症総合支援事業費から19万2千円を減額し、5万5千円とするものです。1節報酬から10節需用費まで決算見込みによる減額です。

200ページです。5目在宅医療介護連携推進事業は補正はございませんが、国、道からの補助金の実績見込みによる財源内訳の変更です。

続きまして歳入です。167ページをご覧ください。1款保険料、1項会議保険料、1目第1号被保険者保険料に161万5千円を追加し、9,715万6千円とするものです。1節現年度分保険料で収入見込みによる追加です。

168ページです。3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金に864万円を追加し、9,175万5千円とするものです。1節現年度分で、歳出で説明しました基金積立金に対応する追加です。

169ページです。2項国庫補助金、1目調整交付金から349万円を減額し、2,794万円とするものです。1節現年度分調整交付金で、介護サービス事業の実績見込みによる減額です。

170ページです。2目地域支援事業（介護予防事業）交付金から201万2千円を減額し、426万円とするものです。1節現年度分で、介護予防事業の実績見込みによる減額です。

171ページです。3目地域支援事業（包括的支援事業・任意事業）交付金から37万7千円を減額し、784万2千円とするものです。1節現年度分で包括的支援事業・任意事業の実績見込みによる減額です。

172ページです。4目介護保険事業補助金から8万円を減額し、80万円とするものです。1節現年度分で実績見込みによる減額です。

173ページです。4款1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金から1,183万5千円を減額し、1億1,872万4千円とするものです。1節現年度分で交付金の実績見込みによる減額です。

174ページです。2目地域支援事業交付金から102万4千円を減額し、575万円とするものです。1節現年度分で交付金の実績見込みによる減額です。

175ページです。5款道支出金、1項道負担金、1目介護給付費負担金から687万8千円を減額し、6,716万2千円とするものです。1節現年度分で負担金の実績見込みによる減額です。

次に176ページです。2項道補助金、1目地域支援事業（介護予防事業）交付金から47万4千円を減額し、266万2千円とするものです。1節現年度分で交付金の実績見込みによる減額です。

177ページです。2目地域支援事業（包括的支援事業・任意事業）交付金から18万8千円を減額し、392万1千円とするものです。1節現年度分で交付金の実績見込みによる減額です。

178ページです。7款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金から715

万5千円を減額し、5,329万円とするものです。1節現年度分で負担金の実績見込みによる減額です。

179ページです。2目地域支援事業（介護予防事業）交付金から47万4千円を減額し、266万2千円とするものです。1節現年度分で交付金の実績見込みによる減額です。

180ページです。3目地域支援事業（包括的支援事業・任意事業）交付金から18万8千円を減額し、392万1千円とするものです。1節現年度分で交付金の実績見込みによる減額です。

181ページです。4目その他一般会計繰入金から31万9千円を減額し、1,860万9千円とするものです。1節事務費繰入金で実績見込みによる減額です。

182ページです。5目低所得者保険料軽減繰入金から43万6千円を減額し、823万9千円とするものです。1節現年度分で実績見込みによる減額です。

183ページです。2項基金繰入金、1目介護保険事業基金繰入金から870万2千円を減額し、104万7千円とするものです。1節介護保険事業基金繰入金で各種交付金の実績見込みによる減額です。

184ページです。3項1目介護サービス事業勘定繰入金に10万円を追加し、300万円とするものです。1節介護サービス事業勘定繰入金で実績見込みによる追加です。

続きまして、介護サービス事業勘定です。歳出からご説明しますので、205ページをご覧ください。1款諸支出金、1項繰出金、1目保険事業勘定繰出金に10万円を追加し、300万円とするものです。27節繰出金で先程184ページで説明致しました実績見込みによる追加に対応する補正です。

次に歳入になります。204ページです。1款サービス収入、1項予防給付費収入、1目居宅支援サービス計画費収入に10万円を追加し、300万円とするものです。1節居宅支援サービス計画費収入で歳出の追加に対応する補正です。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

歳入歳出一括質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第5号を採決します。

本案は原案のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第6号 令和5年度知内町水道事業会計補正予算（第3号）について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第13、議案第6号、『令和5年度知内町水道事業会計補正予算（第3号）について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（澤田浩一）

206ページをお開き下さい。

議案第6号、令和5年度知内町水道事業会計補正予算（第3号）について。

総則です。第1条、令和5年度知内町水道事業会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

業務量の予定量です。第2条、令和5年度知内町水道事業会計予算第2条に定めた業務の予定量を、次のとおり補正する。

（1）給水戸数を8戸増やし、2,012戸。

（2）年間総給水量を56,930m³減らし、745,724m³とするものです。これは、ほくでん知内発電所で約51,500m³の減、三洋食品株式会社で約950m³の減。その他の一般ユーザーで約4,300m³減によるものであります。

（3）1日平均給水量を156m³減らし、2,043m³とするものです。

（4）主要な建設改良事業については、事業費の確定及び決算見込みにより、浄水施設改良費で75万2千円を減額し、1,284万8千円。配水設備改良費で162万6千円減額し、3,667万4千円。営業設備費で132万円を減額し、978万円。消火栓設置費で10万2千円減額し184万8千円とするものであります。

収益的収入及び支出です。第3条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入です。1款水道事業収益、1項営業収益を671万5千円減額し、1億3,158万4千円とするものであります。

続きまして207ページをご覧ください。支出になります。1款水道事業費用、1項営業費用を100万円減額し、1億5,295万3千円とするものであります。

続きまして資本的収入及び支出でございます。

第4条、予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が、資本的支出額に対し不足する額4,944万6千円は、当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額431万円、減債積立金1,356万5千円、過年度分損益勘定留保資金3,157万1千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,681万4千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額611万5千円、減債積立金1,356万5千円、過年度分損益勘定留保資金2,713万4千円に改め、資本的収入及び支出の予定額を次の通り補正する。

収入です。1款資本的収入、2項工事負担金を10万2千円減額、3項補償金を106万6千円減額し、収入合計2,790万1千円とするものであります。

支出です。1款資本的支出、1項建設改良費を380万円減額し、支出合計で7,471万5千円とするものであります。

続きまして208ページをご覧ください。令和5年度知内町水道事業会計補正予算実施計画

内訳書であります。

まず初めに収益的収入です。1款水道事業収益合計で671万5千円の減額で、1億3,158万4千円です。これは1項営業収益、1目給水収益、1節水道料金の有収水量減少に伴う減額でございます。

続きまして209ページでございます。収益的支出になります。1款水道事業費用合計で100万円の減額で1億5,295万3千円です。これは1項営業費用、1目原水及び浄水費、9節動力費の各浄水場の電気料の精算による減額でございます。

続きまして210ページです。資本的収入になります。1款資本的収入合計116万8千円減額し、2,790万1千円とするものです。これは2項工事負担金及び3項補償金共に事業確定により減額するものであります。

続きまして211ページになります。資本的支出です。1款資本的支出合計で380万円減額し、7,471万5千円とするものであります。

これは1項建設改良費、1目浄水施設改良費から4目消火栓設置費まで、各事業費の確定による減額でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひ致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

暫時休憩します。

休憩を取り消し、会議を再開します。

◎ 議 長（伊藤政博）

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（澤田浩一）

申し訳ございませんでした。追加で説明させていただきます。令和6年度の知内町公営企業会計予算書の23ページになります。

令和5年度知内町水道事業予定損益計算書になります。まず1の営業収益でございますが、（1）の給水収益からその他の営業収益まで合計9,929万3千円でございます。

2.営業費用でございますが、（1）原水及び浄水費から（6）その他営業費用まで1億4,151万4千円でございます。差引き合計営業損失が4,222万1千円となっております。

続きまして、3.営業外収益でございますが、（1）受取利息及び配当金から（4）雑収益まで2,316万6千円。4.営業外費用でございますが、（1）支払利息から（3）消費税まで557万7千円、トータル1,758万9千円でございます。営業損失から営業外収益、営業外費用を差引いた計上損失が2,463万1千円でございます。

続いて、5.特別利益になりますが、過年度損益修正益で4千円、6.特別損失で過年度損益修正損で4千円、7.予備費97万5千円でございます。計上損失2,463万1千円と特別損失等を足しますと、令和5年度の純損失は2,560万6千円となっております。

ちなみに令和4年度でございますと、ここの純損失が866万8千円となっております。1年間で1,700万円程損失が増えているような営業形態となっております。説明は以上です。

◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

収入支出一括質疑を許します。

質疑ありませんか。

9番、谷口君。

◎ 9 番 (谷口康之)

今回水道会計の206ページですか、北電さんの減がかなり多く下回ったんですけど、その辺の要因でいうのは、発電所が結集しているということで良かったんですかね。

◎ 議長 (伊藤政博)

建設水道課長。

◎ 建設水道課長 (澤田浩一)

ご説明致します。北電さんの今年の51,500m³の減に関しましては、定期点検を毎年やっていると思うんですけども、これが内容によって大幅に違ってきます。例えば大きいタンクの水槽を洗う場合等は、沢山やはり水を使用したりしてまして、R5年度に関しましては、そういうことが無かったので、大幅に北電さんに関しては減になっております。

◎ 9 番 (谷口康之)

分かりました。

◎ 議長 (伊藤政博)

他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第6号を採決します。

本案は原案のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第7号 令和5年度知内町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)について

◎ 議長 (伊藤政博)

次に日程第14、議案第7号、『令和5年度知内町下水道事業会計補正予算(第3号)について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

◎ 建設水道課長 (澤田浩一)

212ページをお開き下さい。

議案第7号、令和5年度知内町下水道事業会計補正予算(第3号)について。

総則です。第1条、令和5年度知内町下水道事業会計補正予算(第3号)は次に定めるところによる。

業務量の予定量でございます。第2条、令和5年度知内町下水道事業会計予算第2条に定

めた業務の予定量を、次のとおり補正する。

(1) 接続戸数を5戸減らし、1,109戸。

(2) 年間有収水量を3,061m³減らし、274,339m³とするものです。これは、三洋食品株式会社で約1,000m³の減、こもれび温泉で約750m³の減。その他の一般ユーザーで約1,300m³減によるものであります。

(3) 1日平均有収水量を8m³減らし、752m³とするものです。

(4) 主要な建設改良事業については、事業費の確定及び決算見込みにより、マンホールポンプ費建設改良費で545万6千円を減額し2,530万円、処理場費建設改良費で110万円を減額し、220万円とするものであります。

収益的収入及び支出です。第3条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次の通り補正する。

収入です。1款下水道事業収益、1項営業収益を162万1千円減額し、2億8,455万円とするものであります。

213ページをお開き下さい。支出です。1款下水道事業費用、1項営業費用を370万円減額し、2億4,378万5千円とするものです。

続きまして、資本的収入及び支出であります。

第4条、予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が、資本的支出額に対し不足する額6,533万1千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額320万1千円、損益勘定留保資金5,245万9千円、利益剰余金処分量967万1千円」を「資本的収入額が、資本的支出額に対し不足する額6,631万5千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額286万4千円、損益勘定留保資金5,446万1千円、利益剰余金処分量899万円に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入でございます。1款資本的収入、1項企業債を360万円を減額し、2項他会計補助金を394万円減額し、収入合計3,311万円とするものであります。

支出です。1款資本的支出、1項建設改良費を380万円減額し、支出合計で9,942万5千円とするものであります。

続きまして214ページをお開き下さい。企業債補正でございます。

第5条、予算に定めた起債の限度額を、次のとおり補正する。

下水道事業債は交付金事業、マンホールポンプ所更新工事及びクリーンセンター改築更新実施設計業務委託費の確定によるものです。また、公営企業会計適用債は、公営企業会計運用支援業務費の確定により変更するものであります。起債の目的、下水道事業債の限度額1,710万円を1,370万円に変更、また公営企業会計適用債限度額330万円を310万円に変更し、合計1,680万円とするものであります。

起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

次に215ページです。令和5年度知内町下水道事業会計補正予算実施計画内訳書であります。

最初に収益的収入です。1款下水道事業収益合計で162万1千円減額し、2億8,455万円です。

主なものとして、1項営業収益、1目下水道使用料、1節公共下水道使用料と2節農業集落排水使用料の検証に伴い、162万1千円の減額になります。

次に収益的支出になります。216ページをご覧ください。

1款下水道事業費用合計で370万円を減額し、2億4,378万5千円です。これは1項営業費用、1目管路費から3目処理場費まで、工事請負に該当するような維持・補修修繕工事が無かったためであります。

続きまして217ページになります。資本的収入です。

1款資本的収入合計で754万円減額し、3,311万円とするものであります。これは1項企業債及び2項他会計補助金共に事業費確定により減額するものであります。

218ページをご覧ください。資本的支出です。1款資本的支出合計655万6千円減額し、9,942万5千円とするものであります。これは1項建設改良費、2目マンホールポンプ建設改良費及び3目処理場費建設改良費で、各事業費の確定による減額です。

続きまして、知内町公営会計予算書の50ページをお開き下さい。

令和5年度知内町下水道事業予定損益計算書にございます。

1. 営業収益、下水道使用料から(2)その他営業収益まで3,574万1千円。

2. 営業費用(1)管路費から(6)資産減耗費まで合計2億2,842万9千円です。営業損失が合計1億9,268万8千円でございます。

3. 営業外収益、(1)受取利息及び配当金から(4)雑収益まで合計で2億4,844万2千円。

4. 営業外費用、(1)支払利息から(3)消費税まで合計1,398万9千円、それを差引いた合計で2億3,445万3千円で令和5年度の営業利益トータルは、4,176万5千円になります。

5. 特別利益、(1)過年度損益修正損で20万1千円、5. 特別損失、過年度損益修正損で4千円、7. 予備費99万2千円。足すと合計マイナス79万5千円になりまして、令和5年度の純利益は4,097万円となります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願い致します。

◎ 議 長 (伊藤政博)

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

収入支出、企業債一括質疑を許します。

質疑ありませんか。

5番、山田君。

◎ 5 番 (山田顕人)

ちょっと勉強させてもらいます。今説明あった最後に当年度の純利益なのかな、当年度末処分利益剰余金ですね、それが4,097万円ということになっています。1年間でプラスになったわけじゃなくて、剰余金でプラスになっている、これは当然ながら一般会計から繰入金も入っている金額なのか、その辺ちょっとお知らせ下さい。

◎ 議 長 (伊藤政博)

建設水道課長。

◎ 建設水道課長 (澤田浩一)

ご説明致します。令和5年度に関しましては、約1億円の繰入金と以前まで積立ておりました6千万円程の基金、それを一緒に入れまして合計1億6,200万円程繰入しております。以上です。

◎ 議 長（伊藤政博）

5番、山田君。

◎ 5 番（山田顕人）

解釈的には1億2千万円程赤字になっているよ、当年度赤字になっているよと、理解してよろしいですか。

◎ 議 長（伊藤政博）

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（澤田浩一）

その通りでございます。

◎ 5 番（山田顕人）

分かりました。

◎ 議 長（伊藤政博）

他に質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第7号を採決します。

本案は原案のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩致します。

再開は、2時10分と致します。

（休憩 午後1時57分）

（休憩 午後2時10分）

◎ 議 長（伊藤政博）

休憩を取り消し、会議を再開します。

●令和6年度知内町行政執行方針について（町長）

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第15、『令和6年度知内町行政執行方針について』を議題とします。

町長から説明願います。

町長。

◎ 町 長（西山和夫）

令和6年度町行政執行方針を述べさせていただきます。

はじめに、令和6年第1回知内町議会定例会の開会にあたり、新年度の町行政執行に臨む基本方針と施策を述べさせていただきます。

町政の舵取り役として2期目の挑戦がスタートし、早一年が経過致しました。今年の新年の幕開けは、石川県能登半島を震源とする最大震度7の強い地震が発生致しました。地震の爪痕は一夜明けてくっきりと見えて来ましたが、火災・津波・家屋の倒壊・土砂崩れ・水道管の破裂・電気・ガスの遮断、道路の隆起等による救助活動の遅れなど甚大な被害となりました。被災されたすべての方々に心よりお見舞いを申し上げます。また、被災地域の皆様の安全の確保を心よりお祈り致します。

また去年は、北海道において災害級の猛暑にみまわれ農作物や漁業にも甚大な被害をもたらしました。世界でも大規模な山火事や大洪水、干ばつ、日本でも全国平均気温が観測史上最高を記録するなど災害が相次ぐ中、国連の事務総長は「地域温暖化の時代は終わり、地球沸騰の時代が来た」と最大限の表現で危機感をあらわにしております。パリ協定の目標は産業革命時代からの気温上昇を1.5度以内に抑えることでありますが、現状は既に1.1度上昇とあとの0.4度しか余裕がない。事務総長は、世界に対してその危機意識を共有して頂きたい「地球沸騰時代」と表現したものと思います。

これからは地震と地球沸騰による災害が今後大きな恐怖になるだろうと思います。防災・減災への関心が一層高まる中、今後の地域における強靱化対策の課題の一つに築49年を迎える消防署庁舎の課題があります。消防署は、地域における消防防災のリーダーとして平常時・非常時を問わず、その地域に密着し住民の安心と安全を守るという重要な役割を担っております。消防署の現在地については、洪水による浸水エリアにあたるため活動拠点としての機能の発揮に懸念が残るところです。更には、地震による耐震性能も不足している事が判明し、今後の消防署の在り方について議会・消防関係者と町民の皆さまとの議論も深めて行かなければならないと考えております。

更に、今後の町の課題である上下水道事業については、施設整備に有利な制度を活用できるよう事業変更する手続きが進められております。手続きが完了次第、水道管改修を進める考えであります。下水道事業については、平成13年の一部共用開始から23年経過し、今後は維持費の増加や人口減少による収入の減も見込まれることから、一般会計からの繰出金が現在の1.2億円から1.3億円へ増額となる見込みです。

打開策として町が出来ることから改善し、効率的で持続的な事業運営に向けて整理していくことが先決であります。上下水道料金検討委員会の答申を踏まえて、段階的値上げも町民の皆さまにお願いしなければなりません。町の出来ることを更に深く議論し、課題解決のため知恵を絞ってまいります。

次に、国道228号線中ノ川地区の浸食対策として、町は北海道の支援を頂きながら迂回路整備に着手しております。今年度より測量設計や地質調査に着手し令和10年度の完成を目指します。

また、北海道電力知内発電所が昭和52年に知内町への誘致が決定し、1号機が昭和58年12月より稼働を始め昨年40周年を迎えたことを機に、2024年を起点として、持続可能で効率的なエネルギーの将来を考える勉強会を経産省と北電のご協力のもと3月14日に開催させて頂きます。

北海道電力発電所が立地する町として、電力関係者のご協力を得ながら持続可能なエネルギー政策の形成に向けて幅広い視野を持つことが不可欠だろうと考えます。私達が立ち向かうべき課題は大きく、しかもそれは技術の進化だけでなく社会の価値観や経済の構造にも深

く関わるものであります。

知内町は2022年3月にゼロカーボンシティを宣言し、温室効果ガスの排出量削減に向けた各種施策を展開中であり、今年度は、しりうちゼロカーボンシティ推進事業として役場敷地内にソーラーカーポートを設置し、EV及びPHEV車両を導入することで太陽光による公用車の運行と併せて余剰電力分を中央公民館に供給するなどし、多様化するエネルギーを共に学び・共に考える未来を築くために、環境負荷を減らし経済的な発展を支える新たな取り組みを進めてまいります。

涌元小学校の統合については、関係者の皆さんと学校の在り方について議論を重ねて理解を深めてまいりました。児童の減少により、教職員の配置にも課題が残り、最終判断として子ども達の教育環境も考慮しながら地域として子ども達の成長を願う後押しをするとの判断を頂き統合することで合意に至りました。今年度を持って涌元小学校は歴史に幕を閉じることになりますが、地域と共にあるかけがえのない「心の拠りどころ」として、これまで学校関係者は勿論地域・保護者一体となって学校運営にあたって頂いたことに感謝を申し上げ、更なる教育行政の充実と発展のために努力してまいります。

ふるさと納税については、昨年総務省はワンストップ特例事務や寄附金受領証の発行など募集にあたって必要となる費用も含めて、経費の総額を自治体が受け取る寄附額の5割以下にしなければならないとルールを厳格化しましたが、昨年度は3億円の目標を遥かに越える4億6千万円（本年1月末現在）の寄附に繋げて頂きました。協力事業者・関係者の皆さまに深く感謝申し上げます。多くの皆様から頂いた寄附金については、寄附者の思いの沿った形で活用させて頂きたいと思っております。今後も新たな返礼品開発を町としても積極的に支援し、更なる目標を目指して事業者と連携強化できればと思っております。

現在、人口減少が進み地域においては様々な産業分野で労働力が不足しております。外国人技能実習生や地域おこし協力隊員による応援を頂いておりますが、今後の担い手対策の展開として、協力隊員の任期終了後の町内への定着促進に繋げるため新規参入者支援を強化し、次の世代同士が切磋琢磨することで信頼が深まり、行動力も生まれ、まちづくりの大きな原動力に繋がることと期待しております。

これまで、新型コロナウイルス感染症が猛威を振るい感染拡大に翻弄された4年間でありましたが、現在私たちを取り巻く社会環境は大きく変わろうとしております。世界各地での紛争や円安による物価高騰、そして気候変動や地球温暖化による影響のほか、AIやIoTの著しい進化によるデジタル技術の革新など私たちの未来は新たな時代に突入しています。行政においてもデジタル革新による住民サービスの向上や業務の省力化が求められますが、デジタル化を進めながらも住民の顔が見える「ひと」とのつながりを大切にしながら地域の持続性を創造する必要があります。

全国的な大きな課題もあります。人口減少であります。2050年の知内町の予測人口は、1,949人、14歳以下は減少率が77%と道内13位の減少幅になっております。このままでは、自治体の機能維持さえままならなくなるだろうと感じております。いかに歯止めをかけるか、しっかりと向き合っていかななくてはなりません。誰もが安心して家族を持ち、豊かな子育てできる環境を整え、よい未来をもたらす。その為の一翼を担う決意であります。

議会議員各位並びに町民皆様に於かれましては、引続きご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和6年度の施策展開に向けては、本年度から新たに「重点施策」を設定し、「政策的見地から優先的に実施する取組」を明確化することで、施策の方向性を町民や事業者の方々にわかりやすく打ち出していきたい考えです。

次に本年度の取り組みについて重点施策も含めて申し上げます。

第1に、「まちに希望を持ち安心して住み続ける（定住）」施策であります。

(1) 「活力ある産業の推進」について

昨年は、これまで経験のない記録的な猛暑や物価高騰・円安等の影響で町内の各産業がダメージを負ったところでありますが、経済復活への支援と地域産業の未来を創造しながら、次の世代に繋げる体質強化を図ってまいります。

① 農業では、ニラ「北の華」が昨年の実績で出荷量は前年より減少したものの販売金額は、過去最高の約16億1千5百万円を達成し、記録的な猛暑の中で奮闘した一年でしたが、ホウレンソウ・トマトや水稻は異常気象の影響を受け大変厳しい状況となりました。

また、農業経営者の高齢化、担い手不足、人口減少による労働力不足が深刻となっていることから、本年度は国の地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律を活用し「しりうち地域づくり協同組合」の組織化に向け、関係者と連携した取り組みを実施致します。

更に、昨年の記録的な猛暑によって影響を受けた施設野菜の生産及び農業収入の安定的な確保の観点から、北海道の支援も得ながらビニールハウス遮光ネット等の導入に対しての支援を進めて参ります。

② 林業では、木造住宅向け製材の需要低迷など国内経済の動向等により厳しい経営環境にある森林所有者への町独自の森林整備に対する上乘せ補助事業については、支援制度を拡充致します。また、所有者や境界が分からない森林については、本年度も森林所有者の意向調査を実施して今後の森林整備に繋がる事務処理を継続致します。

更に、これまでも取り組んで来た森林整備の基盤となる林業専用道の整備については、植林から50年を越え、主伐期を迎える「森越ケーラの沢線」の開設工事を実施致します。

③ 漁業では、近年のホタテ養殖の現状は原因不明のへい死により、次年度以降の水揚げ量低迷に拍車をかけていることから、ホタテ養殖再生試験として「ホタテ半生貝・稚貝」の購入に対する支援及び老朽化している「ホタテ養殖機器」等の導入に対し支援を行い養殖漁業の維持安定を図ることと致します。

昨年、ウニ種苗生産施設の老朽化対策と生産安定化に向けた種苗生産体制を強化するため、「生産施設経営安定化検討事業」を実施した結果施設の更新が必須との結論から、上磯郡漁協と連携した「ウニ種苗生産施設基本設計」を実施することと致します。

更に、本年度は操業の安全対策として漁船用救難ハシゴを取り付け転落時の死亡事故防止対策に支援致します。

④ 商工観光業では、電気・燃料等物価高騰により大きな影響がでていることから、昨年は全町民に対し2回にわたり地域応援券を発行し約6千万円が町内事業所で使用されました。本年も電気・燃料等物価高騰の動向を注視しながら必要な支援策を講じてまいります。

観光振興施策としては、観光振興計画に基づく事業を実施する観光協会の活動に対し支援致します。

- ⑤ 全産業の担い手確保対策については、知内町地域産業担い手対策連絡協議会と連携し、「地域産業担い手センター」を核とした体験希望者の受け入れや地域おこし協力隊制度の活用を図り、新規就農者の経営安定への支援をすると共に、人材育成対策として、事業に必要な資格や免許取得への経済的支援を継続して行ってまいります。

また、スマート産業については、農業分野において「ICTに関する地域計画」の策定に着手してデジタル通信技術の活用と検証を進めるほか、農林水産業の各種課題解決を図るため先端技術の活用も視野に検討を進めてまいります。

深刻化する町内の労働力不足解消については、企業の求人募集の取り組みへ支援を行うとともに、増加している外国人労働力の受入れに対しては、現在の受入れ費用の助成制度の継続と新たな職員確保対策として、賃貸住宅を活用した社員確保促進事業による事業者支援を進めてまいります。

(2) 「快適な暮らしの基盤づくり」について

- ① 快適な暮らしの基盤確保のため、これまででも上下水道事業を安定的に実施して来ましたが、上下水道事業施設の老朽化に伴う修繕等維持費の増加や人口減少による収入の減も見込まれる中、一般会計からの繰出金が増額となる見込みであります。

特に下水道事業では、令和4年度に経営改善策として、使用料金の値上げについての検討委員会からの答申があったことから本年度より3カ年間で改定を実施しますが、現在、物価高騰対策を進める中で町民の皆様にご負担いただくことは難しいと判断し、段階的に町予算で差額を調整することと致しました。

また合併浄化槽設置者と下水道利用者との公平性を保つため、負担軽減対策として本年度より法定点検料の一部を助成することと致しました。

- ② 防災対策については、日本海溝と千島海溝沿い巨大地震に関する特別措置法の改正により当町も「特別強化地域」に指定され、今後の防災力強化に向けての事業計画の策定を進めてまいります。

また、洪水時に浸水区域内にある知内消防署については、築49年を迎えており、また昨年度実施した耐震診断調査の結果、耐震基準を満たしていない箇所が数か所判明したことも踏まえ、今後の消防署の在り方について議会・消防関係者と町民の皆様との議論を深め、今後の整備方針等を決定していきたいと考えております。

- ③ 空き家対策については、人口減少に伴い町内でも増加傾向にあり、不良住宅以外の住宅除却についても補助対象としてきましたが、危険空き家については周辺人家に影響が出ることや周辺環境にも配慮が必要となることから、所有者を特定し、適正な管理を促してまいります。また、利用可能な空き家については、取得時の費用の一部を支援してきておりますが継続して支援致します。
- ④ デマンドバスの運行については、昨年9月末で公共交通路線バス小谷石線（小谷石から函館バス知内出張所間）が廃止となったことから、デマンドバスを2台体制として運行してきましたが、利用者は増加傾向にあり地域の足として定着されてきております。今後の人口減少や少子高齢化を踏まえると、デマンドバスの需要は減ることが無いものと思っております。従って利用者ニーズに応じた運行体制の検討と70歳以上の利用者

に対しての無料券の配布を継続致します。

- ⑤ 2022年3月にゼロカーボンシティを宣言し、温室効果ガスの排出量削減に向けた各種施策を展開中ではありますが、今年度も「ゼロカーボンシティ推進事業」として、家庭における省エネ機器等の導入や太陽光パネル・蓄電池等を設置するなど、省エネルギーに必要な経費を新たに支援致します。

また、役場敷地内にソーラーカーポートを設置し、EV及びPHEV車両を導入することで太陽光による公用車の運行と併せ、余剰電力分を中央公民館に供給することにより環境負荷を減らしてまいります。

- ⑥ 鳥獣害被害防止対策事業については、昨年は夏場の高温による影響なのか熊の出没件数が前年を大きく上回り、市街地での目撃情報が多くなりました。捕獲頭数が増えている現状にあり出動するハンターの皆様にも大きな負担をかける結果となったことから、緩衝帯整備を進めるとともに捕獲活動事業費の拡大を図ります。

また、児童・生徒に対し熊鈴の配布や各学校に熊スプレーを配置するなど安全対策に取り組めます。

- ⑦ 子育て世代の定住促進を図るため、町が所有し空家となっている教員住宅等を子育て世代に安価に賃貸として提供する制度を創設するほか、公営住宅の入居基準を緩和する新たな仕組みを導入致します。

(3) 「福祉・健康・教育・文化の取り組み」について

- ① 高齢世帯等の冬の除排雪対策の強化については、令和5年度より降雪量の多い湯ノ里地区をモデル地区として、湯ノ里有償ボランティアの協力支援を頂いて除排雪対策を実施致しました。今後も町民の生活環境維持のため、これまでも支援を頂いている知内町社会福祉協議会や各町内会との連携を密にして、より効果のある除排雪対策の実施に向けて、積極的に取り組んでまいります。
- ② 高齢者等の生活環境の向上については、昨年度より65歳以上の高齢者世帯を対象とした水洗トイレ改修費用の一部を補助しましたが、本年度も継続して実施して参ります。また、本年度より65歳以上の高齢者世帯を対象に「省エネエアコンの導入」支援を夏場も猛暑対策の環境を整えます。
- ③ 障がい者支援については、町内の農業をはじめとする各産業分野での人出不足解消や障がい者の活躍する仕組みを検討して来ましたが、今後も社会福祉法人あすなろ福祉会と連携し、障がい者の就労の場の確保に繋がる取り組みを進めてまいります。
- ④ 予防接種事業については、新型コロナウイルス感染症対策としてワクチン接種が本年度より有料となることから、インフルエンザ予防接種と合わせた支援及び実施体制を整理致します。

また、昨年度より新たな予防接種事業として実施した50歳以上を対象の帯状疱疹予防接種事業と北海道電力の協力により実現した「がんリスク検査」を本年度も継続して実施致します。

- ⑤ 介護保険事業の運営については、2000年に介護保険制度が創設されサービスの充実が図られていますが、本年から令和9年3月までの3年間の第9期計画がスタート致します。人口減少や高齢化が進む中「いつまでも住み慣れた地域で、元気に共に暮らすまち」を目指して必要なサービスを提供していくほか、介護保険料については、保有し

ている基金を取り崩して個々の保険料を軽減する措置を講じます。

認知症に関しては、相談件数の増加や若年化の傾向を踏まえて予防対策を充実させるほか、介護予防に関しても生活機能低下の早期発見や相談体制の充実を図ってまいります。

また、介護人材の確保・育成と離職防止を図るため、町内の介護・福祉事業所や学校、団体、行政機関が連携した協議会を設立し、課題解決に向けた取り組みを一元的に推進してまいります。

- ⑥ 次年度は、涌元小学校と知内小学校が統合となり、涌元小学校は今年度末で歴史に幕を閉じる事になりますが地域と共にあるかけがえのない「心の拠りどころ」として、学校関係者は勿論地域・保護者一体となって学校運営にあたって頂いたことに感謝を申し上げ、更なる教育行政の充実と発展のため努力してまいります。

(4) まちづくりを進める行財政について

- ① 令和2年度から3年間の「行財政改善計画」策定し、行政事務におけるコスト縮減や機構の見直しによる組織のスリム化、基金の増額等大きな成果をあげることが出来ました。新たに令和5年から8年度までの4年間とする「知内町財政運営適正化計画」がスタートしましたが、計画に基づき将来に向かって持続可能な財政運営を目指してまいります。
- ② ふるさと納税は全国の多くの方々からの支援を頂き、令和6年1月末では、4億6千万円の寄附があり、前年実績と比較して約1億7千5百万円が増額となっております。納税額の増額については、町内事業者のご協力が大きな要因となっております。本年度も新たな返礼品開発に向けて町としても積極的に事業者を支援するほか、ふるさと納税に係る事業所の施設・設備新設支援事業や新規開業支援事業を創設して新たな支援をすることと致します。

第2に、「まちへの新しい人の流れをつくる（移住）」施策であります。

町の人口は4,000人を割込み、3,902人（令和5年12月末）と人口減少や少子・高齢化が進み就労人口が減少しております。また2050年の知内町の人口は、1,949人、14歳以下は減少率が77%と道内13位の減少幅になるとの報道もあり、産業の担い手確保対策や町内関係団体と連携した取り組みを強化してまいります。

- ① 「地域産業担い手センター」を核とした体験希望者の受け入れを積極的に推進するため、短期就労体験促進事業（交通費の一部支援）や短期就労体験受入れ事業者支援事業の実施してきております。

現在、体験希望者が増加していることから本年度も継続した取り組みを進め、新たに賃貸住宅を活用した社員確保促進事業を創設し、事業者の安定的な担い手確保のための方策を進めてまいります。

- ② 首都圏などの多様な人材を誘致し、地域活性化や地域産業の発展に向けた取り組みとして、「地域おこし協力隊事業」や「しりうちインターン地域おこし協力隊事業」など国の制度を有効に活用した取り組みを継続していくとともに、民間企業のノウハウを取り入れ、地域の活性化を図ってまいります。
- ③ 昨年度より取り組んだ、若い世代が町内に戸建て住宅新築時に支援を行う「知内暮らし促進事業」を利用した移住・定住等が定着してきていることから継続して事業を進め

てまいります。

- ④ 少子・高齢化等の進行に伴い町内の空き家数が増加していることから、「知内町空家等対策計画」に基づき、利用可能な空き家については、既存のリフォーム助成と合わせて取得時の費用の一部助成や社宅整備支援事業についても継続して支援致します。

第3に、「まちの資源を生かして賑わいをつくる（交流）」施策であります。

新型コロナウイルス感染拡大によるコロナ禍では、サマーカーニバルや商工まつりなど町内イベント事業が中止や縮小となりましたが、新型コロナウイルス感染症が5類に移行後は、国内においてはインバウンド等観光客の入込はコロナ禍前に戻りつつあります。

町としても観光事業者の支援を積極的に支援し、交流人口の増加を図ってまいります。

- ① 町の資源を生かした賑わいの場所としての「かき小屋」を含む3施設及び「農村活性化センターあすなろパン工房」については、社会福祉法人あすなろ福祉会に指定管理者としてご尽力を頂き、より安定的な運営が行われていることから、町としてもホームページやSOS等で情報発信を強化していきます。
- ② 新型コロナウイルス感染症拡大で落ち込んだ観光需要回復と観光促進のため、町内の体験アクティビティ及び観光を目的とした宿泊費用に対して「観光促進事業（しりうち割）」を実施し、交流人口の増加を図ってまいります。

第4に、「まちで結婚・出産・子育ての希望をかなえる（出生）」施策であります。

国は、少子化対策として「こども家庭庁」を新設し、児童手当、妊娠・出産時の支援や子育て支援の制度充実支援に取り組む予定です。

当町でも、安心して子どもを産み育てやすい環境づくりに取り組んで行かなければなりません。育児と子育ての支援については、出会いから結婚・出産・育児という人生のストーリーを引き続き応援してまいります。

- ① これまでも町内関係団体の協力のもとで取り組んできました婚活イベントについては、新型コロナウイルスの5類移行を踏まえて昨年対面式での開催を再開したところですが、本年も引き続き開催に向けて支援してまいります。
- ② 昨年は、保護者の負担軽減措置として「認定こども園」の保育料の無償化を実施し、更に「認定こども園」保育教諭を補佐する特別支援員を配置して子育て支援を強化して来ましたが、本年も継続した支援を続けてまいります。
- ③ 「保健センター」を核とした子育て世代包括支援センター事業及び子ども家庭総合支援拠点事業により、妊娠期から子育て期に渡るまでの切れ目ない支援を行うために、相談対応、支援プランの作成、産後ケア事業、関係機関との連携等を実施し、子育て家庭の孤立や不安の解消と虐待防止を図ってまいります。
- ④ 次代を担う子ども達の健全な育成と子育て環境づくりを支援するため、小学生・中学生の給食費、教材費の無償化、高等学校入学時の進学応援給付等の取組については、保護者負担を軽減するため継続し支援致します。
- ⑤ 少子化対策および若者定住化対策の一環として、子どもの誕生を祝い、健やかな成長を願って出産時の子育て支援交付金を増額致します。

以上、令和6年度の行政執行にあたっての基本方針を述べさせて頂きました。

おわりに、知内町の経済は、農林水産業が主力となり、更に経済の発展に寄与し続けているのが、北海道電力知内発電所と三洋食品株式会社知内工場などの多くの事業者の皆さ

まであります。福祉に於いては「知内町社会福祉協議会」、「函館共愛会」、「あすなろ福祉会」により高齢者・障がい者がしっかり生きがいに繋がるようにサポートも充実しております。これからも継続した強い協力関係を維持する為の努力を忘れることなく、企業維持発展に向けて関係強化に努めます。

日本の経済は、今、賃上げが喫緊の課題として求められております。物価高騰もおさまらず、家計への負担は増すばかりではありますが、子育て支援を強化することで出費を減らすことにも繋がり、地方と都市の賃金格差の是生にもなると考えております。これからも物価高騰が続けば町民を守ることを第一に考え、きめ細やかな支援を進めていきます。

知内町の人口は、3,902人（令和5年12月末）と、高齢化も進行するなかで、医療・福祉・生活環境の充実を図りながら、子ども達の笑顔と知内町の持つ豊かな自然と気候、風土をこれからも守り、知内町の発展のために自覚を持って邁進してまいります。町長として残された3年間「笑顔と感謝を忘れずに 未来へつなぐ ふたつの想像・創造」の実現を目指し、再び腹を据えて職員と共に踏ん張ってまいります。

議会議員の皆様・町民皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げ、町行政執行方針とさせていただきます。

どうぞよろしくお願い致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

これで、町行政執行方針を終わります。

● 令和6年度知内町教育行政執行方針について（教育長）

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第16、『令和6年度知内町教育行政執行方針について』を議題とします。

教育長から説明願います。

教育長。

◎ 教 育 長（堂下則昭）

令和6年知内町議会第1回定例会の開会にあたり、新年度の教育行政の執行に関する基本的な考え方と施策について申し上げます。

今日、情報技術やグローバル化の進展、産業構造の変化などによって、人々の価値観や生活様式、ワークスタイルが大きく変わり、従来の知識や経験だけでは最適解を見出すことが難しい時代となっています。このような中においては、一人ひとりの児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人と協働しながら様々な社会変化を乗り越え、豊かな人生を切り開き、持続可能な社会の創り手となるような資質・能力を身に付けることが必要です。

知内町教育委員会では新しい時代を力強く生き抜くために、基礎・基本の定着を図り、自ら学び自ら考える力を備えた人材育成と生きがいを創り出す生涯学習の推進に取り組んでまいります。

このような認識の下、教育行政に臨む基本的な考え方について申し上げます。

1点目は、「確かな学力と自立を育む教育の推進」です。

生涯にわたって自立して生き抜くために、変化が激しく予測困難な時代の中でも通用する確かな学力を身に付けることができるよう、基礎的・基本的な知識と技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力などを育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かし多様な人々との協働を促す教育の充実に努めてまいります。

2点目は、「幸せを実感できる生涯学習環境の推進」です。

人口減少や少子高齢化の進行により、町民のニーズは多様化しており、また、コロナ禍により新しい生活様式が定着しつつあります。そのため、従来までの活動に戻すのではなく、この間に生み出されてきた多様な活動実践の工夫を取り入れることにより、新しい学びの学習機会を提供するとともに、身に付けた技能・経験を地域活動に生かすなど、豊かな社会性を育む生涯学習環境の推進に努めてまいります。

次に、令和6年度の主な施策について申し上げます。

1. 新しい社会の担い手として必要資質・能力の育成。

人口減少や少子高齢化の進行、グローバル化スマート社会（Society 5.0）の実現に向けた技術革新、誰一人取り残さない社会の実現を目指す「持続可能な開発目標（SDGs）」の推進等、社会は日々変化を続けております。これからの未来はこれまで以上に予測困難なものになってきており、学校教育においては、学習の主体者である子どもたちの視点に立ち、一人ひとりの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを一体として取り組み、あらゆる社会情勢にも順応に対応し、持続可能な社会の担い手となるような人材育成に努めてまいります。

安心して子育てできる環境の充実を図るため小・中学校の入学準備金や教材費等の無償化、高等学校入学時の進学応援給付金、給食費無償化など子育て世代への経済的支援を継続してまいります。

幼児教育については、公私連携による幼保連携型「しりうち認定こども園」の運営について、教育・保育の質の担保に勤め、幼児教育と小学校教育の円滑な連携・接続に取り組み、互いの教育活動や子ども一人ひとりの成長について理解を深め、学びを確実につなぐ体制づくりの推進に努めてまいります。

今年度末をもって閉校となる涌元小学校については、知内小学校との各種行事の合同開催や対面・オンラインによる合同授業の実施等により、児童が不安なく知内小学校に合流できるよう、しっかりとサポートしてまいります。また、教職員の減少に対する学校運営の人的サポートを継続するとともに、閉校記念行事・事業等の財政的支援についても保護者や地域の皆様と協議を進めてまいります。

学校間の連携については、小中9年間を通した教育課程及び指導計画のもと、小中教員による相互乗り入れ授業や小学生と中学生の交流学習等の充実を図り、中学校入学後に環境の変化に戸惑う「中一ギャップ」の解消につなげ、小中一貫教育の充実を図ってまいります。また、幼小中高の連携についても異校種間の交流事業等取り組みを進め、知内町の一貫教育推進を図ってまいります。

特別支援教育については、「インクルーシブ教育」の理念の基、障がいの有無にかかわらず、可能な限り通常学級で学べる環境を整えるため、スクールカウンセラーや合理的配慮協力員による個別の相談対応や指導助言を行うとともに、各学校に特別支援教育支援員を配置

し、児童・生徒一人ひとりの教育ニーズに応じた適切な指導や必要な支援に努めてまいります。

英語教育については、学習指導要領に基づく学習到達目標（can-do リスト）の達成状況の把握による指導・評価を充実させるとともに、知内町英語教育推進協議会を中心に、乗り入れ授業や指導方法の工夫・改善・ICTを活用した言語活動などを取り入れ、こども園から高校まで一貫した指導体制を推進してまいります。また、外国語指導助手（ALT）については、現在JETプログラムによる1名増員を国へ申請しており、採択されれば現在の2名から3名体制となることから、町内小中高校の全ての英語授業にALTを配置できる体制が整います。また、現在、ALTが授業以外の活動として行っている、こども園での「英語で遊ぼう」や小学校低学年を対象とした放課後公民館活動「英語遊び・ALTと遊ぼう」などの充実により、幼少期から生きた英語に慣れ親しみ、児童・生徒が英語に興味・関心をもつ学習環境を整えてまいります。

2. 多様化する社会に対応し、協働しながら主体的に生きる人材の育成。

新型コロナウイルス感染症については、感染症法上の「5類」となり行動制限はなくなりましたが、インフルエンザ等の感染症も含め、学校現場では引き続き流行期による集団感染に気を配りながら、子どもたちが安全・安心な環境の中で学校生活を送ることができるよう、感染症への対応と充実した学校教育活動の継続を図ってまいります。

ICTを活用した学びの推進については、ICT支援員を活用したプログラミング教育や英語・算数・数学を中心にデジタル教科書使った授業改善の取り組みを進めるとともに、Googleワークスペースを効果的に活用した指導方法の工夫により児童・生徒の学習環境の向上を図ってまいります。また、小中学校のAIドリルを導入し、「個別最適な学び」と「協同的な学び」の実現を図り、感染症などによる学校の臨時休校や病気欠席・不登校などへの対応した家庭学習を支援する環境を構築し、児童・生徒の学びの保障に取り組んでまいります。

一人一台端末の更新については、今年度から計画的な更新を進めるとともに、端末を置くための机サイズの拡大と併せ地場材の活用を目的とした生徒用机天板の交換の行ってまいります。

コミュニティスクールについては、「地域とともにある園・学校」を目指し、学校運営協議会において地域の声を反映し、学校と地域が一体となった特色ある園・学校づくりを進めてまいります。

また、次年度に向けては、町内小学校1校体制となることから学校運営協議会の構成や運営についても協議検討を進めてまいります。

学校における働き方改革の推進については、保護者・地域の理解を頂きながら、定時退勤日や学校閉庁日の設定のほか、教職員の勤務時間管理の徹底と業務改善の取組を推進してまいります。また、校務支援システムの導入や教職員の校務用パソコンの更新を進め、教職員の業務効率化を図り、より児童・生徒と向き合う時間の拡充に繋げていきたいと考えております。

教育環境に整備については、近年の猛暑傾向への対策として、各学校の普通教室等のエアコンを整備するとともに、その他の特別教室には移動式のスポットクーラーを設置し熱中症対策を図ってまいります。

また、町内教員住宅については、住宅環境の改善のため計画的な改修・リフォームなどを

行い、教職員の町内居住の促進に努めてまいります。

少子化による部活動の部員数減少、教職員の働き方改革を背景とした部活動の地域移行については、文科省のガイドラインに基づき、中学校を主とした休日の学校部活動の段階的な地域連携・地域移行に向け、西部4町の中学校・教育委員会と連携した合同部活動のあり方について検証を進めております。「地域の子どもたちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下、生徒の望ましい成長を保証できるよう、町内の各スポーツ協会・少年団・文化団体等と協議・検討を進め、地域指導者の確保や学校現場との調整を図り、持続可能な体制を構築してまいります。

3. 互いに認め合い、理解し合える共生社会の実現に向けた取組。

子どもたちの豊かな人間性を育むため、教育活動全体で道徳教育を推進するとともにゲーム・スマホ利用の家庭内でのルールづくりや心身ともに健やかに成長していくための、運動習慣の定着など子どもたちの基本的な生活習慣について、町P連、青少年育成町民会議等と連携し、家庭教育の充実を支援してまいります。

いじめの防止については、日頃から教職員間での情報を共有し、兆候やサインを見逃さない意識のもと、早期発見・早期解消に努めるとともに、「いじめを生まない土壌づくり」に向けて、学校・家庭・地域・関係機関との連携を強化してまいります。

また、情報化社会の進行により急増しているSNS等での生徒間トラブルやいじめの防止については、ネットとの付き合い方や情報モラル教育の推進によりトラブルに巻き込まれないよう、指導の徹底を図ってまいります。

不登校児童・生徒への支援については、保護者・学校・スクールカウンセラー等との信頼関係をもとに、ICTを活用した家庭学習の支援や、「居場所の提供」や「社会的自立」に繋がる取組みを検討してまいります。

また、社会問題であるヤングケアラーへの対応についても学校内での情報共有や行政との連携により、早期対応に努めてまいります。

子どもたちの安全・安心な学校生活については、交通安全指導・不審者対応教室・防災訓練等の充実を図るとともに、町内でのクマ出没時における危険回避のため、行政と連携した情報収集や保護者への学校安心メール活用による情報発信等で登下校時の安全確保に取り組んでまいります。

学校給食については、無償化を継続し、子どもたちに安全・安心で美味しい給食を提供するため衛生管理を徹底してまいります。

また、町の第2次食育計画と連携した地元食材の活用・拡大に努めるとともに、地域の食文化や一次産業における生産過程への理解を深める食育を推進してまいります。

ふるさと教育については、地域の課題解決に向けて学校と地域学校協働本部の連携・協働を進め、地域の歴史・文化・産業等に触れる学習プログラムを実践し、郷土愛溢れるこどもの成長を地域全体で支えてまいります。

4. 選ばれる町立高校を目指して。

知内高校においては、「協力する力・考え抜く力・行動する力」に代表される「知高生に身に付けさせたい9つの資質・能力」の定着を目指し、学習や学校行事・生徒会活動・部活動等を通じて、生徒の多様な力を育成するための教育活動の充実に取り組んでまいります。

地域創生学習については、町内企業と連動した職業体験やソクラテスマーケティング、SD

G s 学習や防災学習を通じ、生徒自らが魅力ある高校づくり・町づくりに参画する取り組みを推進してまいります。また、引き続きICT教育環境を整備し、生徒の情報活用能力を高め、ICTを活用できる人材の育成を継続するとともに、病気や不登校などの事情を抱える生徒の学習保障への活用を進めてまいります。

海外見学旅行及び海外短期留学支援事業については、生徒の国際理解を深めることで視野を広げ、進路を開くとともに地域創生に繋げることのできる特色ある教育機会であることから、一層の教育的効果を目指した取り組みとなるよう実施内容を改善してまいります。

校舎の長寿命化改修については、公共施設長寿命化計画に基づき、昨年度から順次改修工事を進めており、引き続き教育環境の整備を図ってまいります。また改修工事に伴い、新たに暖房熱源として採用される木質バイオマスエネルギーを見える環境教育の教材として、町が取り組むエネルギー政策と連携しながら、環境エネルギー教育の充実を図ってまいります。

今後も生徒が生き生きと学ぶ町立高校ならではの魅力を、全国及び町内外に発信し、保護者や地域の期待に応える信頼される学校、「選ばれる町立高校」を目指し、積極的な生徒募集を展開してまいります。

5. 生涯にわたって学び、高め合う社会教育の推進。

町民一人ひとりが豊かな人生を送ることができるよう、生活の潤いに必要な生涯学習活動として、互いに学び、高め合う、地域に開かれた社会教育を推進してまいります。

今年度は、猛暑対策として中央公民館にエアコンを設置し、来館者が快適に利用できる環境を整えるとともに、講堂の音響対策として音の反響を抑える吸音カーテンを設置し、音質改善の工夫を図ります。また「知内町地域学校協働本部」では、地域の人材が講師となり、昨年度は延べ11名の地域の方が学校・園などで活躍していただきました。今年度は更に派遣講師の発掘に取り組み、充実した内容となるよう活動を推進してまいります。

幼児家庭教育については、絵本を通じた家庭における親子の触れ合いの場を創出する「ブックスタート事業」や幼児の体験活動、家庭教育の学びの場として「のびのび教室」を継続してまいります。

青少年教育については、地域社会の中に子どもたちの安全な居場所をつくり、各種体験、交流活動を展開する「放課後子供教室」を継続開催してまいります。

また「クリスマスツリー点灯式」についても音や映像演出も取り入れながら子どもたちに夢を与える活動として開催してまいります。

成人教育については、趣味や生きがいにつなげるための「公民館講座」「町民自主企画講座」を企画・開催してまいります。また、中高生から高齢者まで幅広い層の住民が地域の問題・課題について学習・意見交換する場としての「まちづくりカフェ」を開催してまいります。

高齢者教育については、健康で明るく、楽しみや生きがいを持って人生を送っていただくための「知内みらい大学」において、健康づくりや知識向上心を育む学習会、修学旅行等の親睦活動を実施してまいります。また、高齢者の有する豊かな知識、経験を発揮できる場となる「世代間交流事業」も開催してまいります。

図書活動については、インターネット上で利用できる図書管理システムの導入により、利用者の利便性向上と利用者数増に向けた取り組みを進めてまいります。また、親しみやすい中央公民館図書室を目指し、「図書館ボランティア」によるハロウィンの「かぼちゃランタ

ンづくり」の開催や四季の展示・装飾による雰囲気づくりに取り組むとともに、図書室イベントや介護施設等での「移動図書館」の開催により、読書習慣の定着化と図書の貸し出し増加に繋げてまいります。

芸術・文化の振興については、芸術・文化に対する意識の高揚と活動の推進が図られるよう「芸術鑑賞事業」や「展示会」を開催してまいります。また、町ゆかりの画家鈴木秀明氏の作品展の開催や「町民文化祭」の開催により子どもや若者層に関心をもっていただける工夫を取り込みながら、多くの町民が訪れ、参加できるよう検討を進めてまいります。

郷土資料館については、郷土資料の収集・保管・調査研究・展示等の基本的役割を果たし、その意義・価値について継承、発信し、地域と人をつなぐ拠点を目指した活動を推進してまいります。また多くの町民の方に見てもらえるよう展示を工夫し、魅力ある「企画展・特別展」や文化・歴史学を中心とした「知内学のすすめ」・「ふるさと講座」等の開催を計画するとともに、郷土学習活動については、地域の自然や文化等について学ぶ「ミュージアム・パル」を開催し、子ども達へ世代間の知恵の伝承に繋げてまいります。

また、郷土資料館の施設老朽化に関しては、これからの郷土資料館のあり方について、町民の皆様からの意見をいただきながら、方向性を検討してまいります。

6. 町民皆スポーツの推進。

全ての町民が、主体的に運動やスポーツに取り組むことにより、地域や社会における交流を促進し活力となるよう、スポーツ推進委員、スポーツ協会、スポーツ少年団本部等と連携し、町民の健康づくり、体力向上と共生社会の実現を目指してまいります。また、今後の生涯スポーツの振興について、今年度から「第2次知内町スポーツ推進計画」に基づく各種スポーツ活動の推進に取り組んでまいります。

令和にふさわしいスポーツの推進として、ライフステージや目的に応じた運動やスポーツの推進を目指し、「親子de運動あそび」や「青少年運動体験推進事業」の継続、地域の自然環境を活かした「アウトドアフィットネス事業」を開催し、誰もが楽しめ交流できる生涯スポーツの推進を図ってまいります。

健康づくりや体力・運動能力向上のため、こども園や学校、町内会へ職員の外部派遣をするとともに、自宅で誰でも行える「しりうちながら体操365」や、「認知症予防体操・バイバイ認知症」の活用を進め、健康スポーツの振興を推進してまいります。

世代や性別、障がい、国籍を問わず交流を図るため、各種スポーツ大会を継続開催するとともに、「多文化共生交流事業」「チャレンジパラスポーツ」等の体験、交流、学びの場を創出し、運動やスポーツを通じた共生社会の実現を目指してまいります。

また、スポーツセンター施設の長寿命化対策として、令和7年度改修に向けた調査・設計を行い安全で快適な施設環境を維持してまいります。

以上、令和6年度の教育行政に関する基本的な考え方と施策について申し上げました。知内町の教育目標である「心豊かに 創造性に富み たくましく、郷土知内の未来をきりひらく人間」の実現のため、教育委員会としてこちらの施策を確実に実行してまいります。

町民の皆様、議会議員の皆様のご理解とご協力を心よりお願い申し上げます。

令和6年3月5日。知内町教育委員会教育長、堂下則昭。

◎ 議 長（伊藤政博）

これで、教育行政執行方針を終わります。

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第17、議案第8号、『知内町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部改正について』から日程第31、議案第22号『令和6年度知内町下水道事業会計予算について』の15議案は、いずれも令和6年度予算に関する議案であります。

したがって、この15議案は、一括議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。
（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、以上の15議案は、一括議題とすることに決定いたしました。

これから、議題となった議案第8号から、順次提案理由の説明を求めます。

● 議案第8号 知内町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部改正について

◎ 議 長（伊藤政博）

日程第17、議案第8号、『知内町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部改正について』説明を求めます。

総務課長。

◎ 総務課長（森永 茂）

それでは、議案の219ページをお開き願います。

議案第8号、知内町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部改正について。

知内町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

説明資料の方で説明したいと思いますので、説明資料総務課3ページをお開き願います。

今回の改正の理由ですが、地方自治法の一部を改正する法律の施行により、会計年度任用職員に対し勤勉手当を支給することが可能となったことから、国公準拠の考えに基づき、本町における会計年度任用職員に対しても勤勉手当を支給するため本条例を改正するものです。

合わせて、文言整理のため「職員の育児休業等に関する条例」についても、一部改正をするものです。

続きまして改正の概要です。2の支給対象職員です。期末手当と同じく、任期が6か月以上のフルタイム会計年度任用職員と、任期が6か月以上かつ1週間当たりの平均勤務時間が15時間30分以上のパートタイム会計年度任用職員が対象となります。

フルタイムでは、一般事務補助等業務などで16人、パートタイムでは、特別支援教育支援員などで10人を対象と見込んでいます。

3の支給方法等です。一般職員と同様に、基準日・基礎額・期間率・成績率について、記載のとおりの内容となっています。

4の手当率です。一般職員と同様に、6月と12月に勤勉手当をそれぞれ1.025か月分を支給する内容となっています。

なお、5の令和6年度支給見込額ですが、年間で869万円の勤勉手当を支給する見込み

としています。

次に施行期日です。令和6年4月1日からの施行としています。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

● 議案第9号 職員の旅費に関する条例の一部改正について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第18、議案第9号、『職員の旅費に関する条例の一部改正について』説明を求めます。

総務課長。

◎ 総務課長（森永 茂）

それでは、議案の方に戻っていただきまして、222ページをお開き願います。

議案第9号、職員の旅費に関する条例の一部改正について。

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

これも説明資料で説明しますので、説明資料の4ページをお開き願います。

今回の改正の理由ですが、近年の物価上昇や宿泊施設における人材不足、訪日外国人数の増加などにより、札幌市・東京などの都市部、函館市などの観光地における宿泊単価が高騰していることから、一般職員の旅費について宿泊費を見直すため本条例を改正するものです。

続きまして、改正の概要です。

(1) 宿泊料です。条例第18条関係、別表第1の「1車賃、日当、宿泊料及び食事料」について、現行の「乙地方 9,800円」を「11,800円」に、「甲地方 10,900円」を「13,100円」に改める内容となっています。

この改正後の宿泊料の額については、下記の参考にあります通り、「町長等の給料額及び旅費額支給条例」における「副町長及び教育長」、また「地方自治法第203条及び第203条の2に定めある者に対する報酬及び費用弁償支給に関する条例」における町議会議員を除く、その他の委員と同じ額となっています。

次に説明資料の下から3行目の(2)、条文中に改正漏れが見つかったため、条文を整理するものです。(旅費の調整)第26条第2項中の「村長」という記述を「町長」に改めるものです。

次に施行期日です。令和6年4月1日からの施行としています。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

● 議案第10号 知内町地域振興事業基金の設置、管理及び処分に関する条例の廃止について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第19、議案第10号、『知内町地域振興事業基金の設置、管理及び処分に関する

る条例の廃止について』説明を求めます。

生活福祉課長。

◎ **生活福祉課長（高田正志）**

議案223ページをご覧ください。

議案第10号、知内町地域振興事業基金の設置、管理及び処分に関する条例の廃止について。

知内町地域振興事業基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例を次のように定める。

この知内町地域振興事業基金の設置管理及び処分に関する条例につきましては、当時高齢化社会の到来に備えて地域の福祉活動の促進や快適な生活環境の形成を図るために、平成2年に条例制定されましたが、初期の目的も達成し、基金残高も減少したことから条例を廃止するものです。

尚、附則として、この条例は公布の日から施行します。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

● **議案第11号 知内町教育振興基金条例の一部改正について**

◎ **議 長（伊藤政博）**

次に日程第20、議案第11号、『知内町教育振興基金条例の一部改正について』説明を求めます。

教育委員会事務局長。

◎ **教育委員会事務局長（長谷川将之）**

議案第11号、知内町教育振興基金条例の一部改正について。

知内町教育振興基金条例の一部改正する条例を次のように定める。

条例改正の目的ですが、近年のふるさと納税寄附金増加により、基金の積立て額も増加しております。寄附金をより効果的に活用させて頂くため、これまでの使用用途に追加をするものです。新旧対照表の改正後案の下線部分を引いた箇所をご覧ください。

第6条に（4）学校教育における保護者負担軽減事業に、（5）学校教育の資格取得等に、（6）教育用備品整備に、（7）文化スポーツの施設整備に、（8）特別支援教育に、それぞれ充当することができるものとし、教育関連全般にこの基金を利用できるようにするものです。

尚、施行期日は、令和6年4月1日と致します。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

● **議案第12号 知内町国民健康保険税条例の一部改正について**

◎ **議 長（伊藤政博）**

次に日程第21、議案第12号、『知内町国民健康保険税条例の一部改正について』説明

を求めます。

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（高田正志）

議案第12号、知内町国民健康保険税条例の一部改正について。

知内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

この条例につきましては、資料で説明しますので、予算説明資料の42ページをご覧ください。

まず今回の条例案は、施行期日が異なる内容のものがあるため、2条立てにしております。

第1条は、町国保税条例の第23条第3項及び第24条の3に係る部分の改正です。改正の理由としましては、地方税法等の一部改正に伴うものです。改正の内容としましては、（1）の部分ですが、国保加入世帯の中に出産被保険者がいる場合、出産予定月の前後4か月間の期間に係る国保税を減額するというもので、その出産被保険者本人の所得割、均等割りが減額されます。

（2）の部分ですが、この軽減を受けるためには届け出が必要になりますが、生まれる6か月前から行うことができます。この改正については、交付の日から施行し、令和6年1月1日から適用します。

次に第2条ですが、町国保税条例の第2条第3項と第23条第1項に係る部分の改正です。改正の理由につきましては、国民健康保険法施行令の一部改正に伴うものです。

改正の内容としましては、（1）の部分ですが、後期高齢化支援分の課税限度額を現行の22万円から24万円に引き上げるものです。また（2）の部分ですが、低所得者に対しては、現在その世帯の所得に応じて7割、5割、2割の軽減措置がなされていますが、このうち5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定においては、被保険者数に乘すべき金額を現行の29万円から29万5千円に引き上げ2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定においては、被保険者数に乘すべき金額を現行の53万5千円から54万5千円に引き上げ、軽減該当となる範囲を広げる内容となっております。この改正については、令和6年4月1日から施行します。尚、議案に新旧対象表を載せておりますのでご参照下さい。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

● 議案第13号 知内町子育て支援交付金支給条例の一部改正について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第2、議案第13号、『知内町子育て支援交付金支給条例の一部改正について』説明を求めます。

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（高田正志）

議案第13号、知内町子育て支援交付金支給条例の一部改正について。

知内町子育て支援交付金支給条例の一部改正する条例を次のように定める。

知内町子育て支援交付金支給条例の一部改正する条例ですが、新旧対照表第4条の支給金額について、これまでは、子育て支援対策4万円、交通安全対策3万円の計7万円を支給し

ておりましたが、それら子育て支援対策、交通安全対策という枠を取り払い、支給金額を引き上げて20万円とし子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。

この改正については、令和6年4月1日から施行します。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

● 議案第14号 知内町介護保険条例の一部改正について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第23、議案第14号、『知内町介護保険条例の一部改正について』説明を求めます。

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（高田正志）

議案第14号、知内町介護保険条例の一部改正について。

知内町介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

この条例につきましては資料で説明しますので、予算説明資料の43ページをご覧ください。

概要ですが、国において第1号保険料の標準段階、標準乗率及び公費軽減割合の見直しが行われたことから、町においても国に準じて改正を行うものです。高齢者保健福祉事業及び介護保険事業の第9期計画策定年度である本年、事業の財源となる介護保険料の改正の是非について、知内町介護保険運営協議会及び知内町地域包括支援センター運営協議会において、町の高齢者の現状や介護サービス費の将来推計等を基に審議を行いました。この結果介護認定率や、介護サービス利用者数は横ばい、サービス費用の増減も少ない見込となり、国より基金の積極的な活用への提言を受けたことも踏まえ、保険料の引き下げを行い、月額5,300円とし、年間保険料基準額を63,600円とします。資料の表にあります通り、改正後の所得段階はそれまでの9段階から13段階に細分化されます。

また44ページの中段の表、保険料軽減割合の表にある通り、第1段階から第3段階までにつきましては基準額から一定率を乗じ、負担軽減を図ってまいります。

この改正については、令和6年4月1日から施行します。尚、議案に新旧対照表を載せておりますので、ご参照ください。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

● 議案第15号 知内町公共下水道条例の一部改正について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第24、議案第15号、『知内町公共下水道条例の一部改正について』説明を求めます。

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（澤田浩一）

議案232ページをお開き下さい。

議案第15号、知内町公共下水道条例の一部改正について。

知内町公共下水道条例の一部を改正する条例を次のように定める。

こちらにつきましては、予算説明資料の方でご説明しますので、予算説明資料の100ページをお開き願います。

改正内容につきましては、下水道使用料の改定となります。まず、改定の理由でございますが、本町の下水道事業は現在一般会計から毎年約1億2千万円程の繰入をして経営をしておりますが、人口減少や企業の生産方法の変更等により使用料が年々減少していることから、令和3年11月に知内町上下水道使用料検討委員会を設置し、令和4年6月に答申書を町長へ提出されましたが、当時のコロナ禍による経済情勢の悪化等を考慮して現在まで使用料値上げについて見送られておりました。しかしながら、令和5年4月に特別会計から公営企業会計へ移行をし、現在の料金体系では経営が成り立たず、一般会計からの繰入金額が増加し続けることから、経営状況改善策の手段として下水道使用料を令和6年4月から段階的に値上げすることと致します。

改定内容でございますが、改定内容は下記の表の通りでございます。臨時用以外の料金を改定することとし、金額につきましては、検討委員会の答申内容を踏襲致します。基本料金が現行の1,181円から1,200円に、超過料金が現行105円から150円に改定致しますが、現在の物価高騰状況を鑑み、町民負担軽減対策として段階的に値上げをすることとし、差額分については一般会計より繰り入れをすることと致します。

令和6年度のつきましては、現況の料金で町民の皆様に請求させて頂くこととし、令和7年度については、基本料金を1,181円から1,200円、超過料金を105円から120円に値上げ。令和8年度につきましては、超過料金を120円から135円に値上げ。令和9年度につきましては、超過料金を135円から150円に値上げをさせていただきます。

町民の皆様が実際に負担する率でございますが、令和6年は0%、令和7年度は値上げ分の33%、令和8年度は値上げ分の67%、令和9年度に100%をご負担して頂く形となり、その差額分は一般会計より繰り入れを致します。

また、基本料金につきましては、4月請求分から改定料金で請求され、超過料金につきましては、毎年7月の検針後の8月請求からの改定料金適用となります。

附則といたしまして、この条例は令和6年4月1日より施行致します。

以上で説明を終わらせて頂きます。よろしくお願い致します。

● 議案第16号 知内町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第25、議案第16号、『知内町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定について』説明を求めます。

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（高田正志）

議案第16号、知内町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定について。

知内町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を別紙の通り策定したいので、知内町議会

基本条例第8条第2号の規定に基づき、議会の議決を求める。

この計画につきましては、資料で説明しますので予算説明資料の45ページをご覧ください。

まず計画の位置づけとしましては、老人福祉法第20条8及び介護保険法第117条に基づき策定するものです。計画の期間は、令和6年度から令和8年度の3年間とします。計画の達成状況や介護サービスの需要、介護保険財政状況を踏まえて毎年度見直しを行い、最終年度に当たる令和8年度には、第10期の計画を策定します。

基本理念につきましては、「いつまでも住み慣れた地域で、元気に共に暮らすまち」とし、基本目標・施策の方向性と取組みについては、基本目標1から4まで記載の通りとなっております。

介護保険料につきましては、月額5,300円とし、第8期と比較して100円引き下げとするほか、所得段階をそれまで9段階から13段階に細分化します。

議案に本編を添付してありますので、ご参照下さい。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

● 延会宣言

◎ 議長（伊藤政博）

お諮りします。本日の会議はこれで延会にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会致します。

どうもご苦勞様でした。

（ 延会 午後3時31分 ）